古事記傳

五

太政官文庫
和書門 類
八五〇〇 號
九三 函
一 架
四九 冊

内閣文庫
和書 類
八五〇〇 號
四九 冊
一三七 函
二 架

内閣文庫
番號 和 8500
冊數 49(9)
函號 137 2

国立公文書館 National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

古事記傳五之卷

神代三之卷　　本居宣長謹撰

カレスナハチカヘリクダリマシテサラニカノアメノミハシラヲサキノゴトユキ
故爾反降。更往廻其天之御柱
メグリタマヒキ。コヽニイザナギノミコトマヅアナニ
如先。於是伊邪那岐命先言阿
ヤシエヲトメヲトノリタマヒ。ノチニイモイ
那邇夜志愛袁登賣袁。後妹伊
ザナミノミコトアナニヤシエヲトコヲト
邪那美命言阿那邇夜志愛袁

明治九年購求

登古袁。如此言竟而。御合生子。淡道之穗之狹別嶋。訓別云和氣下效此次生伊豫之二名嶋。此嶋者身一而有面四。毎面有名。故伊豫國謂愛上比賣。此三字以音下效此也讚岐國謂飯依比古。粟國謂大宜都比賣。此四字以音土左國謂建依別。次生隱伎之三子嶋。亦名天之忍許呂別。許呂二字以音次生筑紫嶋。此嶋亦身一而有面四。毎面

有名。故筑紫國謂白日別。豐國謂豐日別。肥國謂建日向日豐久士比泥別。自久至泥以音熊曾國謂建日別。曾字以音次生伊伎嶋。亦名謂天比登都柱。自比至都以音訓天如天次生津嶋。亦名謂天之狹手依比賣。次生佐度嶋。次生大倭豐秋津嶋。亦名謂天御虛空豐秋津根別。故因此八嶋先所生。謂大八嶋國。

反降は。天神の御所より返て。淤能碁呂嶋に降賜ふなり。此言倭建命段にも。還下坐とあり。若櫻宮段にもあり。○更往廻云々は。佐良尓迦能阿米能御柱袁佐伎能碁登由伎米具理賜比伎と訓べし。如先を。文のまゝに下に讀むは。此方の語のふりに非ず。漢文なり。凡て此方の語と漢文とは。言乃上下になりかはること多し。心得おくべし。○御合は美阿比坐弖と訓べし。即上にある美斗能麻具波比なり。續紀十に。伊波乃比賣命皇后止御相坐而とあり。美阿波世と訓は。古語なりぬべきなり。俗語にも美阿波須と云ことあれど。それは子を親乃令逢なれば。自ら逢とは異なり。○淡道之穂之狭別。淡道は南海道乃淡路國なり。和名抄に阿波知。書紀應神天皇の大御歌に。阿波旋辭摩とあり。後に國となりても。なほ淡路嶋とのみ云なりけり。隠伎佐度も然り。名義は。阿波國へ渡る海道にある嶋なる由なり。京路山跡路など云は常なる中にも。万葉に筑紫路土左道ともよみ。又山跡道之嶋ともよめれば。阿波道之嶋と云べきが。ひなし。又津島乃名の意も似たるをおもふべし。さて次の國々此例によらバ。生子淡道嶋亦名謂穂之狭別とあるべきを。此嶋のみは。古より亦名をも引連て唱来しなるべし。穂之狭の意未思ひ得ず。されど強ていはゞ。始て生坐る嶋なれバ。稲穂の先ツ出そめたるによそへて。穂之早乃意歟。早は。早蕨早別は。皇子たちなどの御名に多し。穂などの早なり。其事は日代宮段傳廿六の四のひらに云べし。式に出雲國出雲郡比古佐和氣神社あり。こは狭別の例なり。○伊豫之

二名嶋。こは阿波讃岐伊余土左の四國を總る名なり。【後世四國と云。】万葉三【三十九丁】に。白浪乎伊與尓回之とあるも。四國を總て云りと聞ゆ。是本は一國の名なるが。大名になれること。筑紫の如し。二名は本より大名なるべし。此名義は。名は借字にて二並なり。書紀應神巻の大御歌に。阿波旋辭摩。異椰敷多那羅弭。阿豆枳辭摩異椰敷多那羅弭。豫呂辭枳辭摩之魔。これは淡道と小豆嶋と並べるをよみ給へる如く。此の二名嶋の如くにはかし稱と。二並てふ言の證なり。万葉九【二十二丁】に。二並筑波乃山ともあり。さて此嶋は。飯依比古と愛比賣と

女男並び。建依別と大宜都比賣と又並べるを。二並と云る。此嶋。東より見れば。讃岐の飯依比古と粟の大宜都比賣と二並なり。西より見るも。土左乃建依別と伊余乃愛比賣と二並なり。北より見るも。南より見るも同じ。故に男女の名を負せて。二並嶋とハ云ならむ。又万葉六巻に。土左國へゆくことを。刺並之國尓出坐とあるは。別意か。若又これも二並乃意にてもあらむか。今俗に。二人相對ふをさしむかひと云。又二人してはるあなをさしと云を思ふべし。又伊豫をも本はあれ大名とせしか。彌の意にて。いやをいよ俗ともいふ。彼御哥の語乃如く。彌二並嶋なるべし。今【伊余の海中に大二嶋と云あり。】大二嶋大明神の社もそこにあり。二名嶋ハこれなりと國人ハ云ども。信られず。其ハ越智郡なる大野神社【なるを。唱へ誤れるなりハ何しぬなり。】○此嶋者身一而とハ。四國一嶋なるを云。○有面四とハ。四に分れたるを云。そはすべて國名

の分れたるさまなりハなりて。本より嶋の形乃。四に分れてつる勢ひあるなるべし。かくて四國此度分れけむ。さて如此人に准へて。身をも云ヒ面をも云ハ。次よ三子嶋兩兒嶋なども云。又山にも頂腹御富登に（中巻に見ゆ）なども云類なり。面ハ淤毋と訓べし。淤毋豆をば云ハ。後を宇志呂豆をば云がごとし。万葉二（四十一丁）に。讃岐國者云ハ。天地。日月與共。滿将行。神乃御面跡よ來るハ。此處を思ふべきなり。昔ハかくりそえたりも。古の傳言をて。古乃雅をしれる物しけるに。後世ハ只漢意をのみ思ふてそあさましけれ。○伊豫國。中巻下巻にハ伊余とも書り。此ハ伊豫郡より出たる名なるべし。其例多し。神名帳に。彼郡に伊豫神社もあり。同郡に伊豫豆比子神社とも

云もあり。こは地名よりい出たる名なるべし。名義思ひ得ず。○愛比賣ハ。兄弟の女子を兄比賣弟比賣と云例多ければ。此國は女子乃始の意にて。兄比賣か。書紀皇極巻に長女をばあは。兄國弟國てもあり。伊世国多氣郡に村乃名もあり。又伊豫を元より純大名にして見えば。彼大御哥の如く。弥二並宜島とふ意にて。愛ハ宜き意か。吉を愛と云ふ例多し。上文。比賣ハ。比古に對て。女を美て云称にて。比ハ。産巣日なる日の意なり。上（三）傳の十三葉に云るが如し。賣ハ。女なり。書紀にハ。凡て比古に彦字。比賣に姫又媛字を用ひられたり。そハ大抵皇胤乃女には姫字。他姓乃女には媛字を書れたり。さて此記に比古比賣乃假字凡て清濁をば嚴にて。清には必比を用ひ。濁にハ必毘を用ひたり。みだりに讀まじれ。又此清濁。世に訛れる

讀ならひ來れるが多かれども。此記に依て正すべし。少
名毘古那神猨田毘古神などの毘を清。倭比賣命など
乃比を濁るなど。みな誤なり。此類なほ多し。○讃岐國。岐ハ古へは濁ていひしなり。和名抄
に佐奴岐。この名義未思ひ得ず。強ていはゞ。古語拾遺
神武天皇御世の事なれども云る所に。又手置帆負命之
孫造矛竿。其裔今分在讃岐國。毎年調庸之外貢八百竿。
是其事等證也と見え。臨時祭式に。凡揷木千二百四十
四竿。讃岐國十一月以前差細丁進納せよとある。是に因て
思ふに。竿調國か。乃都ハ奴と切る。乎を省るなり。○飯依比古。隣の粟
國を大宜都比賣といへば。飯もこれに由なるか。鵜足
郡に飯神社あり。式にも見ゆ。依のこゝろは。玉依毘賣命の

傳十七の下七十四の葉に云べし。比古ハ男を美て云称にて。比ハ
上に云るが如し。古ハ子なり。○粟國。即阿波國なり。粟
ハ。書紀神代巻にも粟田と云。神武巻の大御哥にも阿
波布をよみ賜ひて。万葉三巻にも春日之野辺粟種益乎。古に殊に多く
作りし物なり。故粟のよく出来る國なる故の名なるべし
し。和名抄に。唐韻云。粟ハ禾子也。和名阿波とあるハ。粟字
しよめふる義なり。漢國にてハ。ゑなる物を凡て粟
と云。こゝにもある故なり。されど皇国にて粟と云ハ。一
種乃名なるを。総てをいはぬを。禾子也と云注を引
あげり。和名阿波と
せしは。頃乃誤なり。古語拾遺に。求肥饒地遣阿波國云
云。こは穀麻を殖むためなれど。肥地なれば。粟もよく
みのる處し。伯耆風土記に。相見郡郡家之西北有粟嶋。

少日子命蒔粟。秀實離々云々。故云粟嶋也。これも粟の嶋乃名になれる思合すべし。○大宜都比賣。宜はゲの假字なり。キと訓はひがことぞ。此名も粟によれるなるべし。此名の意は。下に同名の神ある。其處に云べし。此巻の五十三葉○土左國。和名鈔土佐郡土佐郷あれば。其より出たる國名なるべし。此土左郷に土左大神社あり。此神は葛木一言主神なるを。雄略天皇御世に。故ありて此國に移され給ふるよしは。續紀廿五。又此國乃風土記などに見ゆ。委は彼朝倉宮段にいふべし。然其神自言離之神葛木之一言主之大神と名告たまへり。此御名に因て思ふに。土左は許土左久乃畧なる名にもやあらむとも思へど。国名彼御世より先にてぞありけむ。○建依別は。建を。舊事紀には速とあり。何れもよき称名に聞ゆ。依は。上乃飯依比古の依に同じ。神名帳。安藝郡に多氣神

社あり。さて此記を始て古書どもに。多祁といふに建字を用るは。健字の偏を省けるなり。古は偏を省きて書る例多し。下呉公の下傳十の三十九葉に委云べし。書紀には凡て武字を書り。○四國を挙たる序。後世乃定に異なり。伊余は大名にあれる故に先挙るか。さて次第に右の如くなれり。然て次なる嶋々此例になせれば。此四國も其國亦名謂某とある語を。是は一嶋の中にて分れたる國なる故に。文を異て。亦名とは云ぬなるべし。筑紫嶋の國々も此例なり。○隱伎之三子嶋。下には淤岐嶋と書り。名義は。海原の奥中にある嶋と云なり。書紀

口決に、奥也、西北之隅謂之奥とあるは、似たる俗なれど
ぐし、漢書に如此ある故に、事違へり、纂疏の説も同じ、
三子嶋とは、或人、此國三嶋ある故に云とぞ云り、今國圖
を考るに、まづ此國四嶋に分れつゝ、其中に東北方に
在て大なるを、俗に嶋後とぞ云、其西南方に、今道五里ばかり離れて
天之嶋、向之嶋、知夫嶋とて三つあり、此三嶋を統て嶋前
とぞ云なり、嶋後に比ぶれバいづれも小し、三子とは海あるに此を以
て云なるべし、○亦名の下に謂字脱たるか、次の例にみ
な此字あり、されど無ても有なむ、○天之忍許呂別、
名義忍は大の約まりたる言なり、神代紀一書の熊野忍隅
命を、又一書に熊野大隅命とあり、これ通ふ例なり、又
凡河内を大河内とも有り、これ大をおほしと云例なり、
り、許呂は未思得ず、上文乃許袁呂許袁呂、又は懲懃懇懃、許呂那と云語あれど、こゝには
さても聞えず、書紀に發稜威之嘖譲、此云挙廬毘などの
この意なるべきにや、凡て建きことを以て称るは、古の名
乃常ぞ、大神宮儀式帳に、鴨神社一處、称大水上児石己呂
和居命、こは許呂別乃例なり、○筑紫嶋、万葉廿二十八丁に、
都久之乃之麻とあり、これも伊余の如く、まづ一國の
名より出て、四國筑紫豊國肥熊曽の総名にはなれるなり、此
嶋後に西海道北山抄に西之道と云とぞ云、九國とぞなる、俗に九州とぞ云、○有
面四とは、筑紫國、豊國、肥國、熊曽國の四なり、○
筑紫國、万葉五二十三丁に都久紫能君仁とあり、後に二國

に分れたり。和名鈔に。筑前〈筑紫乃三知乃久知〉筑後〈筑紫乃三知乃之里〉とある是なり。風土記に。筑後國者本與筑前國合為一國と云ひ。道口道後のことハ。黒田宮段傳廿一の四十の葉に云るさて如是二に分れしは。何御代とも知れず。書紀景行巻十八年下に。筑紫後國とあれバ。其より前かはた分しハ後なれど。前にも及してかくは書るか。都久志と云名義ハ。筑後風土記に。三説ある中乃一に。昔この前と後との堺なる山に。荒ぶる神ありて。往来人多に取殺されき。故其神を人命盡神となむ云ける。後に祝祭て筑紫神とは申せりとあり。此説さもありぬべく聞ゆ。

今二の説も。共に盡乃意なれど。ひがことなり。又書紀私記に。國形の木兎に似たる故とあるを。世々の物知人も用ひられど。此もひがことなるべし。式に筑前國御笠郡筑紫神社あり。此神なるべし。又近世に貝原。其が釈名てふ物に。古へ異國より寇来を防むがために。筑前の北方の海濱に。石垣を多く築せ賜ひし故に。築石乃意なるらむと云る。是も由ありて思ゆれども。異國乃賊を防がれしことハ。上ッ代にハ無き事なり。(一)白日別ハ。名義思ひ得ざるを。万葉に白縫筑紫とも連ねしは。由ありげに聞ゆ。されど。其ハ猶不知火なるらむとぞ。師も云れき。強て思ふに。下に大年神の御子白日神あり。其ハ向日の誤なるらむと思しき。故あれバ。此も向日別なるらむか。書紀神功巻に天疎向津媛命。又仲哀巻に向津野大濟。又向津國。万葉に向峯などもあり。かの向津國ハ韓國乃ことにて。海の

向に遥に見さくる意もて聞ゆれば、此も其意の名なり。継體巻歌に、武哿左簸婁以祇能和駄喇壹伎之渡なりとあるも同意なり。かの向津媛てふ御名に天疎を置るも、遥に向ふ意に就けるなり。又思ふに、師云、向津媛てふ名は、古へは愛しみて見ま欲することを向しと云ば、其意にて負せるなりといへり。万葉十八巻に、白玉之五百都集ひを手にむすびおこせむ海人は牟賀思久母有るか。此名も其意にて称ふるにも有らむか。若然らば、筑紫てふ名も、宇都玖志なる謂し。古へ然る所由有て名をもつけし乎。是等思ひよせるまゝに記しつれど、易く改めがたければ、なほ本の如くにてはつるなり。然

て白は、斯漏とも訓べけれども、さて定めがたければ、姑く舊に從て斯良と訓べし。日は濁る例ぞ。書紀の口決には、自日別とあり。誤なるべし。○豊國は登與久迩と訓べし。何書にも皆然有り。登與乃久尓と云は非なり。是も後に二國に分れて、和名鈔に、豊前(止与久迩乃美知乃久知)、豊後(止与久迩乃美知乃之利)とあり。分れしは何時とも知れず。さて書紀景行巻十二年下に、遂幸筑紫、到豊前國長峡縣、興行宮而居、故号其處曰京也、冬十月到碩田國、其地形廣大亦麗、因名碩田也とあり。風土記にも此事ありてはれば、其國の大名をも豊國とも云も、此意なるべし。豊はゆたかに大きなる意なり。豊後国風土記の豊国の名の謂はいかゞ。碩田

は後に郡となれり。和名抄に豊後國大分郡これなり。
に二郷あるびさなり。又大隅國桒原郡にも大分。豊國て
あげし由あるべくもあらずし。是ハ別。○豊日別。名義國名に同
じかるべし。○肥國。書紀景行巻十八年下に。五月從葦
北發船到火國。於是日沒也。夜冥不知著岸。遙視火光。天
皇詔挾杪者曰。直指火處。因指火往之。卽得著岸。天皇問
其火光處曰。何謂邑也。國人對曰。是八代縣豊村。亦尋其
火是誰人之火也。然不得主。茲知非人火。故名其國曰火
國となり。此火乃事。国人の説に云。肥後國の海に。松ば
せの澳と云ところに。龍燈と云て。今もなり。八
年毎乃七月の末よりなり。八月でろまで見ゆるうちに。八
月朔日の夜ハ殊に多し。宇土乃ほつかり山よりなく
見ゆるけらしなり。そのさる世に挑燈と云物の大きさ
に見ゆる火。初めハ一ッ二ッなれど。其やうやくに分
れて。數多くなりゆきて。ちりゞりなするかぎりハ。幾千萬と
もなく出で。大かたハ海上竪横三四里がほどに。ひろごれる
てみれ火になりたるなり。風ありければ火ハよくなく。雨ふる夜
は見えず。さて其火乃見ゆる時に。其海を往来船を。遠
く見渡せバ。火ノ中を行クと見ゆるを。船ちかくハ。さらに
に火見ゆることなく。ふとぞ前の如くなりとぞ。又肥
後風土記には。肥後國者本與肥前國合為一國。昔崇神
天皇之世。益城郡朝来名峯有土蜘蛛。名曰打猨頸猨二
人。率徒衆百八十餘人。蔭於峯頂。常逆皇命不肯降服。天
皇勅肥君等祖健緒組。遣誅彼賊衆。健緒組奉勅到来。皆
悉誅夷。便巡國裏。兼察消息。乃到八代郡白髮山。日晩止
宿。其夜虚空有火。自然而燎。稍々降下著燒此山。健緒組
見之大懷驚恠。行事既畢。參上朝庭。陳行狀奏言云々。天

皇下詔曰。剪掃賊徒。頗無西脊海上之勲。誰人比之。又火從空下燒山亦恠。火下之國。可名火國といへり。次に加ふ景行天皇の故事を挙へり。そは書紀と同じ。但し國人乃對奏せる詔に。此是火國八代郡火邑。但未審火由といへりて。于時詔群臣曰。燎之火非俗火也。火國之由。知所以然とあり。火邑ハ。和名抄に。肥後国八代郡肥伊。是なる處し。是等を合て思ふに。火てふ名ハ。國にまれ邑にまれ。既く崇神天皇ノ御世に始まりけむ。此も二國に分まつり。和名鈔に。肥前比乃美知乃久知。肥後比乃美知乃之利。とあり分れなるは何の時とも知られ。書紀神功巻に火前國と見ゆ。後に火と云ことを忌て。肥字には改しなるべし。和銅六年五月の詔に。諸國郡郷ノ名著ニ好字ヲとあり。此時改まりしゝ。されど此記に既に肥ノ字を書きバ。彼より前に改まりる。但シ中巻に火ノ君とあれバ。本はこくも火ノ字なりきむを。後ノ人乃肥に改しにや。其例外なるも見ゆ。○上に筑紫嶋を有ニ面四と云て。肥ノ國を其一ツに取まり。然るに國図を考るに。肥前と肥後とハ海乃隔まて。地ノ接ゝ反。正しく二ツに分まれバ。面一ツとハ取がたきを国ノ形なり。故ニ考るに。右に引る書紀又風土記などの。火ノ国乃故事ハ。地ノ名ノ初に依るに。皆肥後國乃地なり。然まバ肥ノ國と云しハ。内はなぐ肥後方乃みにて。肥前乃地は。本ハ筑紫ノ国乃内なりしが。やゝ後に肥ノ國ノハ属しにやありけむ。肥前ハ。筑前筑後と地ノ接まく。此三國ハ面一ツとも取ノべき国ノ形なく。肥後とハ清く離まなれバなり。されど此らハ上ツ代乃ことは。さぶらふハ辨ヘがたし。なべてこゝろみに驚かしおく乃みなり。 さて日向の域も。北ノ方半國ばかりは。もとは此ノ肥ノ國の内なりけむを。肥後と日向とハ。面一ツやゝに取りべき地ノ形なり。

後に分まく一國名にはあらざるなり。其事は次にいへり。○建日向日豊久士比泥別。名義。日向日をは。下の日は、向ふ向ひを活く比なり。書紀景行巻に。十七年三月。幸子湯縣遊于丹裳小野時東望之謂左右曰。是國也直向於日出方。故号其國曰日向也とある。此意を以て称へまつるなるべし。此は日向ノ国名の本なるを。子湯ノ縣ハ其北ノ方によりてある處なれバ。上ツ代よりハ其地も肥ノ國の域内なりしなり。万葉十三七丁に日向尓云々。龍田ノ風ノ神祭詞に。朝日乃日向處などあり。又垂仁紀に人ノ名にも。倭日向武日向彦などあり。久士比ハ奇靈なり。比ハ靈乃意なるをや。產巣日ノ神の下にいへるが如し。又比ハ夫流を活く辭にてもあるべし。書紀に。日向ノ高千穗ノ槵觸之峯。又此をば日向ノ槵日ノ高千穗ノ之峯ともあればなり。さて此の亦ノ名も。即チ此ノ峯ノ名に依まるにやあらむ。されど此ノ峯乃在リ處。とにかくに論ひあれバ。定めがたし。其論ハ傳十五の四十一葉にあり。考へ見べし。さて士比の清濁乃ことを。士を清比を濁て。志備と讀べき言なるに。士比と書るハ。士ハ濁音。比ハ清音乃假字なり。彼槵觸之峯とも。此記よりハ久士布流多氣と書るを合せて思ふに。奇を久志備とも久志夫流ともいふとまハ。古ヘハ音便にて清濁互に變りて。久士比久士布流とも云しなるべし。かくて例他にもあり。朝倉ノ宮ノ段の哥に。日影るを比賀氣流とよみ。万葉十九に。夜降にを夜具多知尓とよみ。馬多藝行てを馬太伎由吉弖

太ハ濁る假字なり。ぞよめるなども是なり。後世の心を以てみだ
りに疑ひてなほされたるなれ。さて肥國と云なり十三字。今ハ
眞福寺本及一本に依れり。此處舊印本及延佳本又一
本などには。肥國謂速日別。日向國謂豊久士比泥別と
作り。されども如此ては。上に有面四と云ことはある數に合
ざれバ。若如此日向國あるならバ。必有面五とぞあるべき
ハ今こそなれ。抑記中神たちの數を都計るなど
みも。其數乃違へるに似たるなれバ。これかへ例もな
きども。此處ハ指を屈て計ふるまでもあらじ。五なる
ことまぎるる誤くもはらずざれバ。然違ふ誤ならぬに非
ど。又此記ハもはら彼阿禮が口に誦し語をうつせる物
なれバ。物乃數などハ數に空にハうち誤がくて。誦
違もはありけるを。安万侶朝臣はさ其語を重みし守りて。若然
私にハ正し改めらざりしなや思ひども。然も
もはらむにハ。其由を註などもあるべき誤なるに。然もあ
らじ。又後に写し誤れる物とも見
えず。古本乃まゝ見ゆるをや。日向國の無き方ぞ
古本なる誤なり。然るに右の如く日向國乃加ハれる
本は。舊事紀に依て。後人乃なほしてよ改めつる物ぞ
よそ思はるれ。舊事紀に右の如くはあるなり。其ハ此記
を取て記しはべく。日向乃無きを疑ひて。國に
かの日向日別なる亦名を其まゝにして。下の日字を國に
改め。その下に謂字を補ひて。豊久士比泥別を。其日向
國乃亦名とし。又然為るなれハ。肥國の亦名に數ひて。日別
なりて足ざる故に。次の熊曾國の亦名に建一字を
二字を加へ。又さてハ熊曾の全同じきなる故に。建を速
に改めたる物なり。凡て彼書はかくさまの所為こそ
いと多し。されども上乃有面四とある數にて心づかで。其
をバ改めず。偽の顯はるるぞをかしき。然るを後人
此舊事紀乃さかしらなる事を得曉らず。日向國乃
有を宜なりと思ひて。遂に此記をさへ然改めつる。其
本乃世に流布れるなりけり。但し速字ハ。舊事紀舊
印本には建とも作れども。此字ハ此記乃古本のまゝに取

まりしを、さて〳〵は熊曾國乃亦名も同じきが故に、後人の速に改めたりけるも、書紀口決又元て集なるを誤きも、に畫日別とあるを、畫は建と字形似たれば、其を誤まれるなり。若くは又此記乃古本、此字はゆゑよりも速なりしを、後に建とは誤まれるなるらむ。若然らば、速日向とは、早き朝日に向ふ意なるべし。日向国に速日峯と云もあると云至。抑日向國の此に入らざるよしは、上代に其地は、なべて肥國の熊曾國の内にありて、未別に一國とは立ざりしかば、此傳なるべし。○熊曾國は、曾國なり。曾と云は、此も書紀神代巻に、日向襲とある地名にして、和名抄に、大隅國囎唹郡とある是なり。唹は囎の韻を添て二字に書るなり。木国を紀伊と書に同じ。此例なほあまたあり。民部式に、凡諸国部内郡里等名、並用二二字一、必取二嘉名一とあるが如く、其より以前にも此制ありしなるべし。國し、筑前肥後などの風土記にも、球磨噌唹ともあり。

名になりてありしなるべし。書紀景行巻に、十二年十二月、議討熊襲。於是天皇詔群卿曰、朕聞之、襲國有厚鹿文迮鹿文者。是両人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十梟帥。其鋒不可當焉云々。又十三年五月、悉平襲國などあり。是を以て襲國即熊曾なることを知べし。肥後國球麻郡と云は別なり。思ひまがふべからず。又文徳実録九巻に、肥後国曽神と云あり。是も別なり。はる彼噌唹は肥後の堺にも近くて、同所を肥後にも係ふりや。さる類も古は多し。なほ考ふべし。国形を知らば定めがたし。彼梟師がもの心も建かりし故に、熊曾とは云なり。熊鰐・熊鷲・熊鷹なども、皆猛きを云称なり。熊は獣の中に猛き物なれば、其に准へて猛き物をも云り。はた久麻と云は、本より猛きを云言なるを、熊を名に負るか。本末

はた
なる。さて曽と云名義ハ。古語拾遺に。天鈿女命。古語天乃於須女。其神強悍猛固。故以為名。今俗強女謂之於須志。此縁也と見え。源氏物語帚木巻に。かくおぞましくはいみじき契深くとも。絶て又見じと見ゆ。俗語にもれぞれおそろしきなどと云。されバ曽ハ。此於曽の約まれるなるべく。是も猛き意ある名なるべし。書紀に襲と云字をしも用ひられたるも。本言於曽なる故なるべし。書紀釋に。山襲重之義也とあるハ。高千穂峯乃ことに依て。此襲字乃意を以て読る。ひがことなり。襲ハ借字にて。其意を取れるに非ず。又思ふに。曽ハ勇男の約まりたるか。佐乎を約むれバ曽となる。伊を略くは常なり。書紀に渠帥なと

イサヲと訓べし。又功をも伊曽と云を思ふべし。書紀仲哀御巻神依乃言に。彼國のことを。膂之空國となり。是なり其の名にもなれりと見えて。神代巻に膂肉空國自頓丘云こともあり。此膂より出たる名とも思ゆ。景行乃御世には既に熊曽建乃名あれバ。然らハあらじ。さて筑紫嶋を四つに分て其一つを熊曽國と云るは。後の日向乃南方半國ばかりより。大隅薩摩など地まで掛たるべく云し。上代の大名なり。かの景行紀に。襲國とあるもこれなり。但し續紀に。和銅六年四月乙未。割日向國肝坏贈於大隅始羅四郡。始置大隅國と見え。又書紀に日向襲とあれバ。大隅國乃地ハ。古へハ日向國内にて。曽と云も日向乃内なるに。別に熊曽を一國とせるは如何と思ふ人も有べけれど。其ハなほ精しからず。其故ハ。日向と云名ハ。上に引る如く。景行天皇乃十七年に始まりて。その前ハみな肥國乃内の地名にてぞ有けん。一國乃大名とも聞えず。襲國と云。熊襲と云る名ハ。同天皇の十二年に既に見えたれ

ば。上ッ代よりの名にして。今の日向の南半より。大隅國薩摩國などをかけたる大名なりしを。やゝ後に至て。其大名は廢て。隣國の日向を云名ぞ。其はのちまでの大名とはなれりける。故本の曽国てふ名は。曽於に殘りて。其も日向の中に入て。後に一郡の名となりてありしを。和銅六年にそのあたりの四郡を割て。一國を建られしなれば。大隅國も。本は熊曽國内なりしが。中ごろ日向の内より入てありしなり。さて薩摩は。もとは隼人國と云る。其事は傳卅六の四十一葉に云るを。されど此よりは其國を別には舉ざれば。是も上ッ代よりは熊曽の中にこもりしや。後よりは日向の内に入まりしなる。續紀大寶二年の所に。筑紫七國とあるも。日向に大隅薩摩はこもれる故なり。又書紀に瓊々杵尊の御陵を。日向可愛之山陵とある。此可愛は。和名抄に薩摩國頴娃郡頴娃郷あり。此なり。其由は。なほ傳十七の八十六葉に委く云るを。されば是又古は。薩摩などをかけて日向と云し證なれば。なほ古日向てふ名の無りし以前は。熊曽國と云ぞ。薩摩などをかけたる大名なりしと知べし。◯建日別。此も猛きよしの名なり。◯伊伎嶋は。万葉十五二十五丁二十六丁に由吉能之麻とも見え。和名抄にも壹岐嶋由岐とあるに因て。由伎を古訓と思ふ人あれども。書紀繼體卷の歌に以祇とよみ。此記にも伊字を書り。壹字も由の假字にあらざれば。本は伊伎なる事明らし。然れども懐風藻に伊支連と云姓を。目録には雪連とかけり。又かの万葉に由吉とあるなどを以て思ふに。必由伎とも通はし云べき故ある名義とも見えたり。（行も。通はして伊伎とも云る。これも同じ例なり。）故思ふに。書紀天武卷に。齋忌此云踰既。とある。齋忌は伊牟伊波布由麻波留由ゝ志由豆伊豆なども。さるたぐに云言にて。伊とも由とも通へり。かゝれば齋

忌も。古へは伊伎とも云しにて、（若くは息長帯比賣命乃韓國を征に幸行し、をりなるが、りしもや。）此嶋にして神祭至坐しゝ、齋忌の由なりけむ故の名にもやあらむ。（齋忌、古へは大嘗に限る詞なりしを。）又は辛國へ渡るに、先此に舟を泊て息む故に、息の嶋か。されど國所名は、元く昔いさゝか因縁を以て名付けしが多ゝまなる。後世乃空考は、理りてさもありし也。実は當まり。やありしや。定めがたくなむ。さりとは、さらにまじる。お不可知ことゝ有べきにもあれば、人も我も心のうちに推量言は。○天比登都柱は、海中に離て一つある嶋なれば、しかいふなるべし。万葉三巻に、淡路嶋中尓立置而とよみたるも、柱と云べき由なり。神代巻に以磤馭盧嶋為國中之柱ともあり。○註に訓天如天とは、阿米乃阿麻

乃などは、いづれも直に阿米其とも云を、如是は註せり。下巻檜坰宮段に、訓石如石なるもあり。○津嶋、名義は、万葉十五二十六丁に、毛毋布祢乃波都流對馬とよめる如く、韓國の往還乃舟の泊る津なる嶋なり。（魏志と云かし書に、此嶋乃こ）とを對馬國ともあり。こは此方にて古くいひし如、此書るを見て取れるかとも思へど、さりは非じ。彼書はいざ知らず、みな晋乃世なれば、その頃すでに御國にて、かく書ることのありしを、彼國にて聞傳へて、誤ていかゞありけむ。さて書紀に、津嶋とも云を、此文字を假字に取用て、對馬嶋とかいひなれ。すべて書紀にや、かくさまの字を假字に取るは、例あればなり。さて嶋字を添られたるも、心得がたし。島々ぞ、重ねて云なるも、なほいかゞ、淡海乃海などと云例もあり。又名は淡海の海ならずや。敏達紀には津嶋とかけれはなり。是古乃書なり。○天之狹手依比賣、名義思ひ得ず。狹手彦などの

ぞ云人もなけれバ、名に負よしある言ぞ聞ゆ。和名抄鯐魚取貝に繼ろふ物もあり、万葉乃哥にも見ゆ。○伊伎津嶋の二嶋、書紀にハ大八洲乃内に入らず、是潮沫凝成者矣とあり。一書の中にハ八洲の内に入れたるもあり。○佐度嶋名義ハ狭門か。此嶋ハ舟入るべき水門乃せばきなりや。元く海に島門水門、迫門なぞ云ることぞ多し。なほ國形をよく尋て定むべし。此國天平十五年二月にハ越後國に併られ、勝寶四年十一月に又一國とせらる。續紀に見えたり。さて此嶋乃み亦名乃なきは、古くハ脱たる物なるべし。口決すること元へ集なるに建日別とはあれど、是ハ舊事紀に次ニ熊襲國謂建日別一云佐渡嶋とあるを取て云るひが言なれバ依るに足らず。舊事紀は此記を佐度嶋に亦名乃あるを疑ひ、又熊曾國と云ハ後の九國に無き名なれバ、此を佐度乃ことゝ思ひて、おしなべて一云佐渡島とぞ云るなれバ、例乃妄計なるをや。又口決一本に建日別とあるは、後の写しひがめなるべし。書紀にハ雙生隠岐洲與佐度洲とあり。○大倭豊秋津嶋、こハ此號のことは別に國號考に委曲に云ずれば、此にハ畧きつ。○天御虚空豊秋津根別、万葉五三十一丁に久堅能阿麻能見虚喩十六十丁に天三空なども見えたり。天ハ右の五巻なるに依て阿麻能と訓つ。さて此名ハ天照大御神の所知看高天原によそへて、天皇の大坐京師をも天とほめたる故に、万葉十三巻に久堅之都とよめるも此意なり。其意もて称しけるなり。大倭も秋津島も京方を本として云る名なれバなり。又彼

虚空見倭と云古語乃由なるべしみかやはりむ。豊秋津ハ秋津嶋に依まり。根ハ例の尊称なり。○上件八嶋を生坐る序次ま。淤能碁呂嶋にして御合坐て。生始為ふする淡嶋ハ。彼嶋の近隣なり。次に淡路嶋。又其の隣なる至りて西方幸て。伊豫之二名嶋。次に筑紫嶋を生まし。北方折て伊伎嶋津嶋を生坐。東に廻て佐度嶋を生坐。南方へかへりて大倭嶋を生坐るなり。かく乃如く其序みだりがはしからぬに。但し隠伎嶋乃み乱て筑紫の前にあるこそいぶかしけれ。故書紀などに合せて考るに。八嶋乃次第彼紀ハ六の異説あれども。隠伎ハ何地も佐度乃前にあり。此記も必然はあらざる物也。舊事紀乃八嶋の次第ハ。全此記を取てかける物なるに。對馬洲次隠岐洲次佐渡洲などあるハ。よくもあらぬなり。されど下に又別に亦名なども記したる次第ハ。此記乃まゝに伊余乃次にあるをみれば。上なるは私に改めし物なる物など。さて書紀の傳々は。凡て次第も洲々と各異に見ゆ。まさしく皆此記など同じかるべし。○故因此八嶋先所生。こは故此八嶋叙先生坐流國那琉尓因弖など訓べし。○大八嶋國。其の號乃ことは國號考にいへり。或人問けらく。次々もあまた生坐る嶋々ハある物を。先八嶋を限りて國号とせるハいかなるにぞ。答ふ。上乃八嶋ハ次第に生廻て。旋至竟て。本乃淤能碁呂嶋乃方へ復至るまでに。まづ一周に生坐る故なり。其旨次乃語に。還坐之時などあるにていちじるし。

然後還坐之時。生吉備兒嶋。亦名謂建日方別。次生小豆嶋。亦名謂大野手上比賣。次生大嶋。亦名謂大多麻上流別。自多至流以音次生女嶋。亦名謂天一根。訓天如天

次生知訶嶋。亦名謂天之忍男。次生兩兒嶋。亦名謂天兩屋。自吉備兒嶋至天兩屋嶋幷六嶋。

還坐之時は、迦幣理麻斯志時尓と訓べし。こは上の八嶋を生廻坐て、本の淤能碁呂嶋の方へ還賜しを云なり。さて次乃吉備兒嶋より次〻は、みな淤能碁呂嶋より西にありて、今還坐給ふる路なれば、かゝれば、其は既

還り坐て。又更に西方へ生おく幸行なり。故上の八嶋ハ。限りて國号にもなり。此より次なる嶋々ハ。別物となれるなり。○吉備児嶋。吉備ハ後に三國に分る。和名抄に。備前岐比乃美知乃久知。備中吉備乃美知乃奈加。備後吉備乃美知乃之利とある是なり。吉備中國書紀仁徳巻に見ゆ。此ハそのかみ既に三ッに分れてありしにや。但此後も多く吉備國とのみありて。天武上巻に。吉備國守なる人見えつるハ。三國を總たる守なるや。又同巻に吉備太宰と云職も見ゆ。又和銅六年に備前國の六郡を分て。美作國をせしられたり。名ハ黍より出たる名なるべし。和名抄に。黍ハ木美とあれども。美と備ハ古常に通ハしいへり。児嶋ハ。高津宮段にも見ゆ。吉備國に児の如く附る故の名なるべし。或説に。昔百濟國の人兄弟三人。いまだ児なりしとき。吾朝に来り。吉備國にして二ッ作嶋まで

とまれり。其旗幟にみれ児と云字をしるしたる故に。その嶋を児嶋と名く。其兄弟其後三宅を姓とし。宇喜多とも云なり。これ此國の宇喜多家の先祖なりと云るは。凡て信られぬことなり。万葉六巻に歌あり。後に備前國の郡になれり。書紀欽明巻に備前児嶋郡とあり。和名抄に児嶋古之末郡是なり。さて書紀にハ。此嶋大八洲の一ッに入れり。○建日方別。此名日子刺肩別命とも申す例あれバ。建日と讀。方別と讀べし。然らバ日を濁りて方を清べし。されども又姓氏録に久斯比賀多命。櫛日方命とも書り。是を書紀崇神巻には。天日方奇日方命とあり。此命ハ。大神君鴨君乃遠祖なり。然るに神名式に。備前國邑久郡に美和神社。上道郡に大神神社あり。赤坂郡津高郡児嶋郡に皆鴨神社あり。日方り。これらも由あることにや。此に依バ日方なり。乃意

は、水垣宮段掛御方命乃下にいふ。又日方と云風もあ
を考へ見べし。傳廿三の三十の葉
る。万葉七二十一丁に、天霧相日方吹羅之云々。○小豆嶋は、
備前と讃岐との間乃海中に、讃岐の方によりて在る。淡路嶌乃西、児嶌東なり。續紀卅八に、備前國児嶋郡小豆嶋とあ
る。今は讃岐郡寒川郡に属る。此嶋、書紀應神巻の大御哥に
見えて、上伊余二名嶌乃下に引るが如し。彼時淡道より吉備
へ幸行しとて、此嶋に遊坐しよしも見えたり。名義未
思得ず。字も正字か借字か定めがたし。○大野手比賣。
名意未思得ず。若くは鐸か。手下なる上字、一本には野下にあり。○大嶋
は、周防國大嶋郡是か。此郡は離れたる嶋なり。今八代
嶋と云る。上關の東、安藝の嚴嶋乃西南にあり。長さ今道八九里ばかり、横五六里ばかりなる嶋なり。万葉十五十五丁尓、過大嶋鳴門而云
云、巨礼也己能、名尓於布奈流門能、宇頭之保尓、多麻毛
可流登布安麻乎等女杼毛、とよみ。此鳴門、今もあり。大畑迫戸と云て、周防
乃地と大嶋との間乃迫門なり。潮満る時は、
鳴響りと高くて、舟人恐るゝ処なりとぞ。國造本
紀に大嶋國造とあるは、阿岐乃次、周防乃前に載たれば、皆此大嶋なる
べし。後撰集戀一に、人しれず思ふ心は、大嶋のなるとは
なしに歎くころかな。同四に、大嶋の水を運びし早船
乃云々。これらも同じ。此後撰集なる大嶌を、備前とせるは誤なり。又筑前國
宗像郡神湊より今道三里北乃海中にも大嶋あり。是

る。曾形ノ中津宮と申すは此嶋なり。傳七ニ出。源氏物語玉鬘巻に。船人も誰を戀ふとか。大嶋のうらがなしげに声乃聞ゆる 河海抄に。大嶋筑前國なり。鐘御嵜の近辺なり。鐘岬乃西方にあたれり とあるも。此大嶋なり。又肥前國松浦郡平戸の東北乃方にも大嶋あり。肥前乃北。壹岐嶋乃南なり。 是なり。此外猶國々に大嶋と云は多くあれども。餘はみな非じ。 此なるは右乃三ツ乃内なるべし。書紀雄畧巻に。吉備臣田狹が子弟君てふ人。集聚百濟所貢今来才伎於大嶋中。託称候風淹留と見え。繼躰巻にも。加羅國に遣しゝ御使物部伊勢連父根。云々乃由にて却還大嶋とあるは。右乃肥前のなり。二ツの内なるべし。又書紀に越洲次生大嶋とあるも。此なると同じかるべし。 然るを伊豆乃大嶋なりと云ハ。西乃国々乃大嶋をもしらぬ者の。ひがごとなり。さて書紀には。此嶋も大八洲乃一ツなり。○大多麻流別。名義未思得ず。若くハ多麻ハ玉にて。流ハ泥乃誤れる例あり。泥ハ称名なり。玉留産靈と云神名あれども。其は留を御と訓ハ非なり。 ○女嶋ハ日女嶋なるを。日字の脱たるなり。 舊事紀にはまさしく姫嶋と挙なれども。次には女嶋とあれバ。此記乃本。彼書に取し時より。日字脱てぞありき。又日女嶋と云ハやゝ後にて。本ハ女嶋なりしにや。其も思ふべし。然れども非ず。又今筑前乃山鹿岬乃北の海にと。肥前乃五嶋の南乃遥なる海中にも男嶋女嶋と云ありといへども。其らハあらじ。 さて此ハ今筑前乃海中玄海嶋と。肥前の名児屋との間乃海路にて。同國乃唐津よ

至。今道二里許東北方にありと云姫嶋なるべし。又豊後國直入郡の東北乃海にも。姫嶋あれども。其にハ非じ。攝津國風土記に。比賣嶋松原者。昔輕嶋豊阿伎羅宮御宇天皇之世。新羅國有女神。遁去其夫來。暫住筑紫國伊岐比賣嶋。乃曰此嶋者猶不是遠。若居此嶋。男神尋來。乃更遷來停此嶋。故取本所住之地名以為嶋号とある。之ハ難波乃比賣碁曾社乃神の故事なるを。明宮段末に見えたり。傳三十二の四のひら考合すべし。比賣嶋松原と云ハ。津國に在く。其ハ高津宮段に見えたり。傳三十五の三の葉考ふべし。その伊岐比賣嶋と云る。即彼筑前のなり。伊岐とハ。彼女神新羅より来て。まづ伊岐嶋に著。伊岐より直に此嶋に来着坐る故に云か。其ハ豊後又津國などの姫嶋と別ちなるなり。如此いへるにやあらむ。

名義ハ。彼女神の来て暫住ませりし由緒なるべし。さて豊後津國乃姫嶋も。其次々に移住ませりし故乃名なるべし。又出雲國嶋根郡にも。比賣嶋と云あり。風土記に見ゆ。○天一根ハ。上乃天一柱乃名義と同じかるべし。根ハ称名の泥にて。又嶋根と云なともあり。○知訶嶋書紀敏達天武乃御巻などに。血鹿嶋と作り。釋に曰。肥前國也。按風土記云。更勅云。此嶋雖遠猶見如近。可謂近嶋。因曰値嘉嶋。或有一百餘近嶋。或有八十餘近嶋と云り。此勅ハ。何乃御世にか有けむ。聖武紀に。松浦郡値嘉嶋とあり。さて三代實録に。貞觀十八年三月。参議太宰權帥在原朝臣行平起請。分肥前國松浦郡庇羅値嘉兩郷。更建二郡。號上近

下近置値嘉嶋件二郷地勢曠遠戸口殷阜又土産所出物多奇異加之地居海中境隣異俗大唐新羅人来者本朝入唐使等莫不経歴此嶋去年或人民等申云唐人等必先到件嶋多採香藥以加貨物又其海濱多奇石或鍛練得銀或琢磨似玉云々公御奏議曰分両郷號二嶋事苟謂利公豈期膠柱請随其所陳将以改置謹録事状聴天裁奏可。今ハ文を畧て引り。さて此ノ後ハ又いく〻有けり。和名抄にハちかを松浦郡郷名に載たり。按に此嶋ハ今乃五嶋平戸なとの嶋々を總称なるべし。或人。今筑前肥前乃堺なるめよ西北乃海中に。ちかの嶋と云ありといへども。それにハ非ず。其故ハ。此嶋歴史にも見えて。三代實録の趣も大なる嶋ぞと聞え。在所もよく叶ひ。風土記に數多くありといへるもよく叶へれバなり。五嶋平戸ハ。肥前國乃西北方乃海なり。西方遥に聯なりて。多く乃嶋々あり。今も松浦郡に属せり。後ニ平戸と云ハ。かの庇羅郷より出たる名なるべし。三代実録乃文にみゆるに。庇羅ハ此嶋にある郷なり。○天之忍男。名義忍ハ上乃忍許呂別乃忍に同じ。式に陸奥國行方郡押雄神社あり。こは忍男乃例なり。○兩兒嶋ハ。此より外に古書にハ見えたることなし。在處も詳ならず。古今集。ほのぼの明石浦乃云々。此哥乃顯注云。明石乃おきにはるかにおちるぐなる島ぞも見え侍る。ふたご嶋みれバ嶋がくれりうの家嶋家嶋などうちかさなるやうに侍る云々。此趣袖中抄にもあり。餘材抄云。顯昭乃申されたる

に島々は、明石よりは遙かに西南の方になり。いまだよくかの所どもを見定めし。さておしはかりに申されけるなりやと云る。今按に、神名式によるに、家嶋揖保郡なれば、兩兒嶋も、明石より遙に西なるべし。なほ播磨國なりとては如何なる説し。されど次第を思ふに、此の兩兒嶋は其所には非じ。なほ西方筑紫の邊りを在處と今肥前國長崎の西南方に、値嘉嶋と云嶋近き海路に、二子嶋とて小なる嶋二つありて、かの是と云しも、其なるべしには非じ。又或人、長門國の北の海中に、二生嶋と云はありと云ふ。抑上の八嶋、東より西方、西より北方、北より東方に生ましてはしかれば、此の六嶋も、東より西方、西より北方、折て東方へ巡り給ふ説なれば、此在所も由なり。さて伊邪那美大神は、出雲と伯伎の堺なる比婆山に葬まつるとあれば、其ついで此國にして神さり坐るとも見ゆ。是も右の巡りになりて、猶此嶋の在處は西海路を往來船人などに問ひてよく尋ぬべし。若くは書紀に、隱伎洲と佐渡洲とを雙生とすることある傳を誤て、別に一嶋の名と傳へつるものか。はた書紀に雙生とあるは、此嶋の名の傳の異しか。若然らば、此嶋二つなる嶋にて、雙生とせる故に、兩兒とは名けしにもあらむ。○天兩屋、天字、上の一柱一根の例を以阿米と訓べし。屋の義はいまだ思ひ得ず。延佳曰、細注天兩屋島、當作兩兒島乎。といへるはよろし。如是る所に亦名を以云ることぞ、下にも例あり。そは自志那都比古神、至野椎、并四神、などある是なり。野椎も鹿屋野比賣神の亦名なるぞや。○上件六嶋の序、在所さだかならねども、かれども先は東より生始て、西方へ幸せり。さて四海に嶋はしも甚多なるに、八嶋に次て、只此六嶋を擧ることは、故なることぞあらむ。又上代に殊に名高きかぎりを擧たるにもあらむか。二柱大神の所生坐る、必此

六ハ限なしとぞ思ふ。六島なれ西ノ國なり。凡て神代乃故事ハ。多く西ノ國にある事を以
まけ
ふ。かくて書紀ノハ。大八洲の外に。別に生賜へる。嶋ハ
無くて處々ノ小嶋。皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成
也とあり。此傳に依るに。大八嶋乃外の嶋々ハ。二
柱ノ神乃生坐るにハ非ずなり。かくて處々ノ
小嶋とあるは。必しも小き嶋乃みにハ限る澄らず。
大八洲乃外なる國。皆凡て如此ハ云るなれバ。其中に
は大なるも多くあるべし。されバ皇國に屬る嶋々
乃みならず。諸外國をも。大きなる小きを云ず。皆此ノ
内に准ふべきなり。◯此八嶋六嶋乃亦名どもを。其乃國御魂神
乃名と謂ハ。ひがごとなり。此ハたゞに其嶋國を指て
云る名なり。かくて其名乃女男なる所以ハ。いまだ知ず。
國乃みならず。山にも女男あり。古ノ倭國なる三山
乃妻爭ひ乃事も。播磨ノ風土記万葉一ノ巻などに見ゆ。◯

或人問けらく。二柱ノ大神の。人乃兒を産如くに。國土を
生なりしといふことは甚疑ハし。此ハ其國々乃神を生
まし〻を云ふか。又實ハ國々を巡りて。経營ましゝを。
如此言なせるにもあるべし。其故ハ。初天神の大命に
も。修理固成是多陀用幣流之國とありて。事依し給ひ
つれ。國土を産成せよとハ。詔ハざりし。答。此を疑ふハ。
例乃なまさかしらなる漢意にして。神の御所為乃奇
く靈しきを。測るがらぬを志らざるものなれバ。論ふ
までもなし。但しかの天神乃大命乃まゝにハ論あり。
其ハまづ夜見段に男神乃御言に。愛我那迩妹命。吾與

汝所作之國。未作竟となるは。既に産生はをへたまひ訖
ぬれども。いまだうるはしく経営成竟ことはざる故詔
すなれり。経営成竟るまでは。大汝少名毘古那神のやうなり。又初の天神の大
命は。漂蕩する潮を固めて。先國土産ませ基淤能碁呂嶋なり。
を成より始めて。國土を産生て。うれはしく經營成固
むるまでをかねて詔するみこと。都久流をいふは。廣く
して。産ませたまふ事も其中に存るなり。かの男神の御
言に。所作之國をなるは。即所生之國をいふなり。同じ事
を以てさせる詞し。二柱大神の國土を経営成ことをする
詞なるは見えざれば。此作は。正しく産生ませたまふなれ

ばなり。若又生となるも。実はなほ経営のことなりぞ
なりといはゞ。かの御身の成不合處成餘處を尋
て。麻具波比せさせたまふことなどを。委曲にいはするは。
何の要ぞや。これら経営りはさらにも關係ぬ詞きことな
なりし。且書紀には。及至産時。先以
淡路嶌為胞と云ひ。雙生隱岐洲與
佐度洲となど云ふも。みな人の子を
産如くに。生なしたまふ故なるをや。

既生國竟更生神。故生神名大
事忍男神。次生石土毘古神。訓石云伊波。亦毘古二字以音。下效此。次生石巣比

賣神。次生大戸日別神。次生天之吹上男神。次生大屋毘古神。次生風木津別之忍男神。訓風云加邪訓木以音次生海神名大綿津見神。次生水戸神名速秋津日子神。次妹速秋津比賣神。自大事忍男神至秋津比賣神幷十神。

大事忍男神。これより速秋津比賣神まで十柱乃あ宮。下乃阿波岐原の御祓乃段。又書紀一書ふ。次掃之神号泉津事解之男云々。曰吾與汝已生國矣。奈何更求生乎云々。故還向於橘之小門而拂濯也。于時入水吹生磐土命。出水吹生大直日神。又入吹生底土命。出吹生大綾津日神。又入吹生赤土命。出吹生大地海原之諸神矣。と阿

流る。大祓祝詞に。科戸之風乃。天之八重雲乎。吹放事之如久。朝之御霧夕之御霧乎。朝風夕風乃吹掃事之如云云。遺罪波不在止。祓給比清給事乎。高山末短山之末與理。佐久那太理尓落多支津速川能瀬坐須。瀬織津比咩止云神。大海原尓持出奈武。如此持出往波。荒塩之塩乃。八百道乃。八塩道之塩乃。八百會尓座須。速開都比咩止云神。持哥呑氐牟。如此久哥呑氐波。氣吹戸坐須氣吹戸主止云神。根國底之國尓。氣吹放氐牟。如此氣吹放氐波。根國底之國尓坐。速佐須良比咩登云神。持佐須良比失氐牟。如此久失氐波。自今日始氐。罪止云布罪波不在止。

云ゝとあるをも引合て説べし。さて此大事忍男は。か乃事解之男にあたれり。石土毘古石巣比賣は。上筒之男命又磐土命に。大戸日別は。大直日神に。天之吹男は。氣吹戸主に。大屋毘古は。大綾津日神又大禍津日神に。風木津別は。底筒之男命又底土命又速佐須良比咩に。大綿津見は。三柱乃綿津見神に。速秋津日子速秋津比賣は。伊豆能賣神又赤土命に。祝詞なるは。やがて速開都比咩なり。如是生坐る此十柱神は。本ハかの御祓乃時に成坐る神ゝなれば。一傳なりしが。乱て此記なるに。彼所と此所とに重出し物なり。故書紀なるは。此記乃趣を載たる一書なり。右乃内の上ノ七柱は見えず。是雜

重ね坐るよしを考へて。除も坐るにや。右に引る一書乃終りに。吹生大地海原之諸神を坐すも。此乃次に。因河海持別而生神なり。加乃海原乃諸神を坐るにあたる。因山野持別而生神なり。大地乃諸神を坐る故。にありて。其次第も彼と合へり。○大事忍男神。此神は事解之男にかなへるを云。故ハ。まづ事解之男をば。女神男神族離なるに方に就て。負せ奉り名なるぞ。其處乃御言に。右に引るが如く。吾與汝已生國矣云々。又伊弉諾尊神功既畢云々。又功既至矣。徳亦大矣なども有り。をはれば。夫婦離賜ふと既に大なる事業を成竟し故なれば。此の名は。其方に就て。大事を称しつらむ。されば。此二名。いひもてゆけば一つ意にかなへり。忍男は例乃称なり。忍乃義。上に云るが如し。万葉二十信濃國埴科郡乃防人に神人部子忍男と云名もあり。○石土毘古神。石巣比賣神。此二柱乃上筒之男にあたる故は。宇波と伊波と通ひ豆都と都知と通へバなり。書紀に。塩土老翁を塩筒ともあり。土をも都ゝとも訓法まれにあり。巣も都ゝと都ゝとなれバ。筒をかく此記ノ例なり。近し。神名帳に。土左國長岡郡石土神社あり。顯宗天皇乃御名。袁祁之石巣別命と申せり。かく二柱を一柱にあはする由は。此記と書紀とを合せ見るに。此は二柱なる故が。彼は一柱なるたぐひ多し。次なる速秋津日子速秋津比賣。金山毘古金山毘賣なれども。書紀には。みな一柱にしるせり。又磐筒男命。一曰磐筒男命及磐筒女命なども有り。又名

義ハ上筒之男の下に云べし。傳六の七十乃ひら○註訓石云伊波と云も訓字なる故なり。○大戸日別神此神の大直毘にあたる所以ハ。那富を縮めて能と云なり。能と登とハ横通音なればなり。能は通ふ登ハ。多く濁る例なれバ。戸ノ字濁りて讀むも可けれ。若戸を濁らば。日ハ清むべし。文戸は名字なるの誤りハあらじか。然らバいよく近し。中巻堀原宮段に。意富那毘と云ふ人の名もあり。○天之吹男神。此神の氣吹戸主にあたる故ハ。かの祝辭に。根國底之國に氣吹放てむと云あれバなり。山城國相樂郡和伎坐天乃夫支賣神社と云も式に見ゆ。○大屋毘古神。此神の大綾津日にあたる所由ハ。大綾乃阿を省て大屋と云ハ。古語の常なり。繼体天皇の皇女若屋郎女を。書紀にハ稚綾姫と作り。大綾をも即意富夜と云もしらるべし。津ハ例の助辭なれバ。囘る省きても云べし。此綾ハ禍の意にて。いやまず。人をあやむるなどのいや。又さりけるのあるを。俗にあやのいふと云。又まよく者なども云ふれ禍の古ころなり。語も通ずなり。下に木國の大屋毘古神と云を坐ルに。猶そこ傳十の廿八卅四葉にも云べし。○風木津別之忍男神。こは訓も名意もいまだ心得ず。其由ハ次に云。○註訓風云加邪。舊印本又一本には。加字脱たり。今は延佳本又一本に依れり。○訓木以音。こはいまだ心得ず。字の誤なるべし。凡て註に以音とあるハ假字なることを知せたる物なる故に。何も

此其字以音。幾字以音なるはある例なり。然るに今訓木
以音とあるは。例もなく理もなし。訓木なれば。云
云こそ有べけれ。此注
左右に誤れる得ぞ疑なし。故思ふに。以音二字ハ。云宜乃
誤なりけむか。宜を音字に誤れるか其云字をばさかし
らに以て改めけむ。又思ふに。加字無き本もあれバ。もとは
訓風云訶邪木字以音とありけむ
を。訶邪二字乱て下上になれるを見て。後人乃。訶ハ訓
字乃誤なる法しかでて改め。字ハ衍字ぞ見て削れる。此記
りぞも思ふぞ。木ノ字音を取て假字に用ひたるなし。此記
はさらにも云ず。書紀などにも例なし。又木字ハ。本文
ごとに本米太などの字の誤とぞも云法あれど。風乃
假字に訶を用ひたるなぞ。此記乃例に違へり。みな加是と
乃み書る。されバ此彼乃考ハ用ひがたし。又以音は
云古乃誤りぞも思ふぞ。記中に木乃假字などハ。許を用
る例ありて。古字
書る得なし。さて木を氣ぞ云ぞハ。下乃子之一木
時所にもはしく云法し。宜字を書るは。風木ぞ誤らく

音便に濁る故なり。音便乃濁りのまゝに注せる例。此下
に訓土云豆知。中巻に土雲乃注に
云具毛なり。さて式に大和國高市郡氣都和既神社ぞい
ぞあり。但此社ハ姓氏録に。伊我香色乎命男氣津別命
をあるを云なり。是などを祭れるかといふもあれ氣
都和氣てふ語乃擬なり。姑く此考に依て。加邪宜都和氣ぞ訓べきなり
乃も考に法し。さて此神を速佐須良比咩はなれるも
ぞもあらかはなしげぞ。持佐須良比失氐波。罪止云
罪波不在止ぞあるぞ。上に科戸之風乃吹放事之如久。
吹拂事之如ぞ譬て。遺罪波不在止被給比云とぞなる
ぞ。同じことぞなれバ。風にまぎらはし失ふ意なり。さて書
紀に。曰我所生之國。唯有朝霧而薫滿之哉。乃吹撥之氣

化爲神。號曰級長戸辺命。是風神也とありて、風は神の氣なれば、風氣とも云べし。氣は此字の音にても聞ゆれども、なほ此方の言なるべく、古火氣潮氣など云ふ。凡て皇國言の漢字ノ音に似たる多くあり。これらは自然に相似たるにて、かの文錢なども此外にも同じきも多くあり。死を剥茂なる馬洲阿毋なども異なり。さるを此とさしひとも皆字音なりとのみおもふは、深く考へざるなり。木は借字。津は助辭なり。さて下に別に風神はあれども、右に云る如く、此は別なる一つの傳のまじり入し物なる故に重出るなり。又底筒之男になぞらへるゆゑは、曽許豆を邪宜津と語の近ければなり。至ては此身のぞきけるにせまく云なり。○海神は和多能加微と訓べし。宇美乃加微とも訓べし。師說に海を和多と

云は渡る也と云るなり。古書に山をば越と云ひ、海をば渡るとのみ云へり。今云、書紀齊明天皇の大御哥に、山こえて海わたるともなど有、万葉一巻に對馬乃渡渡中になど見えたるも思ふべし。此外の説はとらず。○大綿津見神名義、師說に、綿は海、津は例の助辭、見は毛知の約まりたるにて、海津持てふ意なり。これ海を持神なればなり。下文に、因河海持別而云々、因山野持別而云々とある持別の言を以て知べしとあり。書紀に保食神とあり。これも毋知の例をも思ふべし。又此記に久比奢毋智神、又佐比持神なども云もあり。又師說に綿津海なる書る綿も海も借字にて意なし。又をちこちをも只海のことに云は、此神の名より轉れるなり。故以上代には、神名の外にわたつみてふことは見えず。海をも然云は、大津

飛鳥などの御代のころなりや始めけむ。又和多都宇美と云は、いよゝ後のひが言なり。延喜式などにも、みな和多都美とのみあり。多を濁るもひがことなり。綿ノ字を借り、又假字もみな清音を書り。津は音便にて濁ることぞ。山津見などの例に同じことなり。今云ごとくならば乃津は清て讀べし。假字に濁音を用ひ、又例も清ぞ多き。此説に依べし。津見の意は、今一ツの考もあり。其は傳七ノ巻（五十五葉 五十七葉）に云べし。山津見の津見と同じくて、上乃諸神の例によれば、此ノ神下なる三柱乃綿津見にあたれり。又生海ノ神をあげざるはあり。改て別に見べきは、下乃三柱は分まつる神。此神は總ぶる神なり。大山津見なりて、下に又くさぐさの山津見あるが如し。○水戸神。水戸は水門と書るも同じことなり。美那斗と訓べし。古く美斗と云訓も有て、今はさる地名もあるなれバ、然讀むも悪からねど、此はなし。土左日記に、此はのみなとを渡るとあり。書紀武烈巻乃大御哥の之裒世を、一本に弥儺斗と有て、分注にあり。又齊明巻の大御哥にも、弥儺斗と云ことあり。而哥にも多し。美斗とよめるハ見えず。即水之門乃意にて、門ハ海の出入る戸口なり。島門、河門なども云。書紀神代巻に、乃往見粟門及速吸名門。然此二門云々。仲哀巻に、自穴門至向津野大濟為東門、以名籠屋大濟為西門などあり。那ハ之に通辭なり。右の速吸名門乃名を、神武巻にハ之を作る奈止とあり。まさしく知べし。猶例多し。和名抄にハ、湊和名三も此字を用ふ。俗に ○速秋津日子神。速秋津比賣神。書紀には速秋津日命とて一柱なり。さて秋津日と赤土と

語通て。清明なる意なり。黄泉乃穢を速に祓ひて、清ら
かに明けきをいふ名なり。續紀ノ宣命に。明支清支直支誠之心以而云〻。など清
きをいふ赤キ心なども古言に例多し。明津神などいふも。意は少異なる
ものなり語は同じ。又書紀一書には。磐土底土赤土などあり
びあれは。赤土は中筒にあたるべし。但
し中てふ言も。本は明なり轉せる物か。其由は。かの大
神上ツ瀬下ツ瀬を過て、中ツ瀬に祓ひ清まはり坐しかば。
其處を明瀬と云より起て。万乃物
も。上と下との間を那加といへり。又伊豆能賣に阿
たる故は。阿伎を切れば伊となれば、その伊豆も。阿伎豆と
同意なる語なり。彼處傳六の六十一葉にいふを合せ見よ。大綿津見
など下乃三柱の綿津見なるを別に見れば。是も別神なり。法
し。倭比賣命ノ世記に。伊勢ノ瀧ノ原ノ宮は。此ノ日子神。並ノ宮は。此
比賣神なり。などいふなり。○註至下に速字脱したるか。

此速秋津日子速秋津比賣二
神因河海持別而生神名沫那
藝神。那藝二字以音下效此次沫那美神。
那美二字以音下效此次頰那藝神。次頰
那美神。次天之水分神。訓分云久麻理

此下效

次國之水分神。次天之久比奢母智神。（自久以下五字以音下效此）次國之久比奢母智神。（自沫那藝神至國之久比奢母智神并八神）

二神は布多婆斯羅能迦微と訓べし。○因河海は、凡水戸は、河水の海へ落る所の戸口にて、河口ともいふなり。河と海との際なる故、此神一柱は、其河の方に倚坐、一柱は海の方に因坐てあれば、ゆく何を河の方、何を海の方ともをし。かの祝詞に、比賣神を、八塩道之塩乃八百會に坐と云。又下に山津見野椎の例にも依て、姑く日子神は河の方に、比賣神は海の方に因坐と定むべし。河海は加波宇美と訓べし。常には宇美加波と云ふ故に、河海と書るをも然訓ことなれど、此は河の方乃比古神は上に、海の方は比賣神は下にあり。又常に何となく宇美加波といふも少し異なればなり。○持別而は、同水戸の内を、河に因る方、海によれる方と、二柱の神の別て持坐を云なり。さて持別而生と都て記されども、持別は此神たちの凡の上

を云るにて。生にかゝれる語には非ず。○沫那藝神。沫那美神名義。沫は字乃如く水の沫なり。假字ハ阿和なり。阿波とかくはひがことぞ。那藝は那美に對言なれば。既に伊邪那岐伊邪那美の御名乃所に云り。此は其意にてはかなはぬに似たれど。彼御名の例に依て称しなるもなるべし。但し岐と藝とは異なる假字を用られしも。故あることにや。此記は同音の假字なれども差別ある。前に云り。故思に書紀一書に。國常立尊云云天萬尊生沫蕩尊。沫蕩此云阿和那伎。沫蕩尊生伊弉諾尊とある。是は物は異なる一傳なれども。那伎に蕩字を書るなるは。平の義を取て。詩に魯道有蕩なるをいひ。蕩字乃意なり。水上の

和たる意なるべし。或人も然云き。さて此は那美に對ふるは。那美は水上の騒ぎを云言にて。波と云名もこれより出たる物なるべし。下なる八千矛神乃御哥に。幣都那美曽ではなる。此那美も海のさわぎを云て。即波乃うちよする意なれバ。波よする礒と云むが如し。かし那美を常に云波乃意とよするは。寄るなれば云用言なるを。波礒ともては言なりしは非ず。○類那藝神。類那美神。名義。類は借字にて。訓は和名抄に。類和名豆良とあるに依れり。万葉にも狹冊類相なれば多く都良と云に借て書り。さて都良は。都夫良乃切りたる言なり。其は下に猨田毘古神乃事を云る段に。其海水之都夫多都時名謂都夫多都御魂。其阿和佐久時名謂阿和佐久御魂とあり。

内務省図書

都夫良ハ即都都夫多都音にて、其貌をも云なり。沫は並びうかびて彼此同きを以知べし。万葉十八巻に可治能於登乃都婆良都婆良爾とよまれるも、櫓乃水にさはりて、つぶだてる音を云て、都同言なり。又廿巻に、うめえこゝい、つくゝ浅舟乃、かぢ都久米。あはもあらばうちぬ。みをはやみかと。此都久米乃久は、夫の誤にて、都夫米なるべし。廿八巻乃、つばらゝくにとよめる、と合せて知べし。つぶゝくと鳴を、つぶやくと云なるべし。又つぶりと沒入と云も、物の水におちいる[illegible]。つぶだつ、ゆりさまを云。圓を都夫良と云も、其形より出たり。猶彼段傳十六のひらに云言ども説を引合見よ。那藝那美は上に同じ。◎天之水分神。國之水分神。名義、久麻理は配なり。即書紀に、分を久婆留と訓り。神名式に、大和國吉野郡吉野宇陀郡宇太山邊郡都祁葛上郡葛木等に各水分神社あり。續紀に、文武天皇二年四月、奉馬于吉野水分峯神祈雨也。万葉七巻に、三芳野之水分山とよめるハ此なり。是を美豆和氣山と訓るハおのがこゝろなり。祈年及月次祭祝詞に、水分坐皇神等能前尓白久、吉野宇陀都祁葛木登御名者白氐云々。水分に坐は、こゝ水分神の坐所を、即水分といふなり。右の外にも、式に河内國石川郡建水分神社、攝津國住吉郡天水分豐浦命神社、三代実録二に、安藝國水分天神あるを云あり。又丹後國與謝郡籠神社ハ、天水分神なりと云。又古今六帖片戀題哥にも、美許毋理神ぞ多くよみ。清少納言册子に、神ハと云中にも、美許毋理神は至。是等も水分を訛れる名ぞ。吉野なるをも、後世ハ然いふなり。◎天之久比奢母智神。國之久比奢母智神。名義、

久比奢毋智ハ汲匏持なり。美比を約めて比といひ。碁
濁の。佐にうつりて。奢となを省ける。その省ける碁乃
れるは。語の自然乃勢なり。其由ハ鎮火祭祝詞に。火結
神生給氏。美保止被焼氏。石隠坐氏云〻。吾名妹命能所
知食上津國尓。心悪子乎生置氏来奴止宣氏。返坐氏。更
生子水神匏川菜埴山姫。四種物乎生給氏。此能心悪子
乃心荒比曽波。水神匏埴山姫川菜乎持氏。鎮奉礼止事
教悟給支（書紀尓天吉葛といふも。此匏乃ことなり。）とあり。但し彼ハ。火神
乃荒ぶるを鎮むる備に生ませりといふ一ツ乃傳なり。
此ハ其のみならず。水分神も同じく。凡て萬に水を施
して。功を成さしむる神なり。和名抄木器部に。杓和名比
佐古。唐韻云。斟水器也。瓢和名奈利比佐古。瓠也。瓠ハ匏也。
匏可為飲器者也とあり。（奈利比佐古とハ。草の蔓に生なる杓といふことなり。）
外宮儀式帳に。木匏廿柄。匏廿柄とあり。○註に自沫那
藝神云〻とも云ハ。速秋津日子速秋津比賣二柱神の生
坐る神等の数を總てあらはせるなり。

次生風神名志那都比古神。（此神名以音）

次生木神名久久能智神。

此神名亦以音

次生山神名大山上津見神。次生野神名鹿屋野比賣神。亦名謂野椎神。自志那都比古神至野椎并四神。

次生。これより又伊邪那岐神伊邪那美神の生給ふなり。次は。水戸神の次なり。生は云て久比奢母智神乃次

なしぬしはを別てあり。○風神志那都比古神。書紀一書に。伊弉諾尊曰。我所生之國唯有朝霧而薫滿之哉。乃吹撥之氣化為神。号曰級長戸邊命。亦曰級長津彦命。是風神也とあり。万葉二巻人麻呂歌に。神風尓伊吹惑之とよめり。纂疏に。級長は息長といはむが如しといへり。其由は師説に。此神は大御神の御息より成賜へば。志那都比古とは云なり。万葉歌に志長鳥と云は。鸊鷉乃ことにて息長鳥と云むに同じ。同廿巻に。尓保杼里能於吉奈我河波。とよめるを以て知べし。此歌を沖中川と心得るは論に足らず。此鳥水底に入て浮出ては。長く息をつく故に。然云ふなるらむ。息長川は近江

國坂田郡なり。天武紀に。近江軍戦息長横河とも見え。坂田郡なることは。諸陵式に見ゆ。仙覚万葉釋に。息長は坂田郡穴郷乃内になりといへり。和名抄に阿那。彼廿巻なるは。河内にて彼哥なるを。そは近江にてよめる古哥を。河内にて宴にうたひしなるらむ。又河内石川郡の磯長と。[illegible]の異なくも[illegible]。神名帳にかの坂田郡に。日撫神社伊夫伎神社ならびに載る。日撫志那都語ちかし。されば科戸之風は。此神の御名より云て。凡て彼風乃名なるなり。西北乃風をいふも。後世のことなり。又師説に。龍田風神祭祝詞に。此神は比古神比賣神ならび坐ませるけれバ。古事記日本紀。[illegible]に一神脱たる[illegible]と云れき。又彼龍田に坐風神を。天乃御柱命國乃御柱命とも謂ふ。此御名の事は。傳七七のひらに云べし。○木神書紀には木祖とあり。○久々能智神。名義久久は莖なり。和名抄木具部に。莖和名久木とあり。莖は字書に草木之幹也といへり。其を久々と云るは。万葉十四に久君美良。莖韮又同九久多知あり。和名抄に。蔓久々太知。蔓菁之苗也。なども那り。俗に物の速に長る貌を。久々登と云も此意なり。草は莖多なり。多きを布佐と云る古ごと。これらも見えたり。下に久々年神。久々紀若室葛根神あり。これらも純久々も同じ。故思に。莖はかの莖木乃縮まる名なるべし。智は男を尊む称にて。前に阿斯訶備比古遲神の処に云り。大殿祭祝詞に。汝屋船命尒。天津奇護言乎以弖。言壽鎮白久云々。平

氣久安久奉護留神御名乎白久。屋船久久遲命。是木霊也。屋船豐宇氣姫命登。是稲霊也。今世産屋。以辟木束稲。置於戸辺。乃以米散屋中之類也。御名乎波奉称利氏云云。此祝詞に如是申すは。御殿造る材乃霊の故にハあらで。彼辟木束稲乃ことによりて。其霊二神を祭賜ふなるべし。○山神大山津見神。山津見ハ綿津見の例の如く。山津持にて。山を持坐神なり。師説なり。奥に又種々の山津見あるは。分て持神。是ハ凡て持神なる故に。大とも称へる。書紀釋曰。大山祇神ハ神名帳曰。伊豆国賀茂郡伊豆三島神社。○野神。野を古ハ怒と云しなり。前に豊雲野神の処云るが如し。○鹿屋野比賣神。今本に。鹿ノ上に麻字あるをバ。延佳が削捨たるぞよろし。是ハ中頃あやまりて。鹿麁をも重ね書るを。又誤りて麻に成るなり。同字を誤て重ぬることも例多く。はた鹿を

麻に誤れるなるべし。記中書紀などに例あるぞや。真草とも謂むも。語ハさらにあらじかし。下三字訓を用ひたるに真ノ一言をのみ假字に書たるに非ず。もし止ことならバ然るを然らハ。其字以音と注せる例なり。其上書紀にも。なく草野姫となり。釋は此記を引る所にも。麻ノ書紀に字なし。又鹿ノ字ハ無くて。麻を作る一本とあり。書紀には草祖草野姫とあり。加夜ハ此巻末に。以鵜羽為葺草ともありて。訓葺草云加夜とも註せるぞ本義にて。何にもあれ。屋葺む料の草を云名なり。万葉一ノ巻に。吾勢子波借廬作良須草無者。小松下乃草乎苅核。又四ノ巻に。板盖之黒木乃屋根者。山近之。明日取而。持将参来。黒樹取草毛刈乍。仕目利勤和氣登。将誉十方不在。又八巻に。波太須珠寸。尾花逆葺。黒木用。造有家者。迄万代。とあるを合

て思ふべし。茅と云一種なれども。屋ふくに主と用る故の
名なり。かく野神の御名に負給へる故は。野の主とも
する物は草なる。草の用は。屋葺ぞ主なりける。故草字を
やがて加夜とも訓て。上代は。大御殿を始て。凡て草以
葺ければなり。○野椎神は。野津持神なりと師は謂き
き。母智の母を省るなり。　書紀天之石屋戸段の一書に。又使山雷
者云々。野槌者。採五百箇野薦八十玉籤。また神武御巻
に。高御産巣日命を顕齋して祭て賜所に。火名為厳香
来雷。水名為厳罔象女。粮名為厳稲魂。薪名為厳山雷。草
名為厳野椎とあるは。皆二柱大神の生坐る神の名な

るに。山雷も山津見に當れり。是を以見るに。まことに
都美と都知と同意にて。知は持なるべし。又按に。かの
海神持山神持は。母知を切て美と云るに。其を知と云
し例違ひ。且狭土迦具土御雷足名椎手名椎雷なども
豆知。これ持てふ意とも聞ゆ。此等の例を歴く思ひ
わたすに。豆知の豆は例の助辞にて。知は久と能智な
どの智と同じくて。尊む名にもあるべし。山雷野椎は。山
之智野之智と云むが如し。○註に。并四神とは。此前後
の神等を一連なりし。此は伊邪那岐伊邪那美大神の
生坐る神なるを。他神等の中間に挙たる故に。取分て

結ばるなり。上の速秋津比賣の下に并十神とあるも是に同じ。推乃下に神字脱たるか。何れの本にも無し。

此大山津見神野推神二神。因山野持別而生神名。天之狹土神。訓土云豆知下效此 次國之狹土神。次天之狹霧神。次國之狹霧神。次

天之闇戸神。次國之闇戸神。次大戸惑子神。訓惑云麻刀比下效此 次大戸惑女神。自天之狹土神至大戸惑女神并八神。

野推ノ神。凡て上に其神亦名謂某神と有て。下に其神の事を云ふ所は。其亦名の方を挙る。此記乃例なり。○二神は布多婆斯羅と訓べし。前の二神は。上に神と云ざる故に。布多婆斯羅能迦微と訓つるを。此は上に神とあれば。常には怒
然は訓ては語の勢おのづから然至。○山野は夜麻をよ

む例なれば。此ハ夜麻怒とも訓べし。上ノ河海の例の如し。○天之狭土神。國之狭土神。名義。狭ハ志那の切まる言にて。その志那ハ級にて。坂路のことなり。其由ハ。師乃冠辞考にいはれたる。又しなざかるの條に委し。其を佐とのみ云る例ハ。明宮段の大御哥に。丸迩坂を和迩佐とよめり。坂をも云も。加ハ處乃意にて。ありかすみかなどのかもこれなり。級處なり。豆ハ例の助辞。知ハ尊称にて。山豆知野豆知乃如く。坂豆知なり。さて書紀にハ。天地乃始の處に。國常立尊の次に。國狭槌尊。一書には國狭立尊。ともあり。此ハ例乃甚異なる傳なり。○註に。訓土云豆知。とは前にも出たる字なく。訓も同じきを。此にかく注せるハ。豆を

濁に読べきなり。此神名乃土をバ。世に誤て清て唱ふるもの有る故なるべし。○天之狭霧神。國之狭霧神。名義。狭ハ狭土乃狭と同じく。伎理ハ限の意にて。佐疑理ハ境と同じ。境ハ坂合にて。此方も彼方もより登る坂乃合ふ所なれバ。即坂乃限なり。下にても同名神見えたり。傳十一七十五葉に出。舊事紀に。天地乃始に。先成坐る神を。天讓日天狭霧國禅月國狭霧尊となり。此ハ後人の作りなる名とぞ聞ゆ。○天之闇戸神。國之闇戸神。名義。戸ハ處。闇ハ谷のことなり。其由ハ下の淤加美の下に委く云べし。式近江國栗太郡佐久奈度神社あり。久良斗とも久奈度とも通へり。神皇実録と云物に。書紀乃國狭槌尊より次。次五代を。漢人の論ひたる五行をもて云物にあてゝ。水蔵戸。火蔵戸。木蔵戸なども云へり。是らハ凡て云に足ぬ書なれども。蔵戸てふことハ。古書に有りしを取

生るなもやはりむ。さて上件水分神より次々皆、天之國之と云ハ、ならび二柱並坐神の名を、對て称ふるまでなく、天と國とに殊なる意ハなきなりけり。○大戸惑子神、大戸惑女神、名義、戸麻刀ハ刀袁麻理處なく、山の多和美て低き處を云、玉垣宮段に、山多和とある是なり。さて多和と刀袁と通ふことハ、万葉なぞに、枝のとをむを、刀袁余流とも云、多和こともと等牟ともと云るなく知べし。さて刀袁を切て刀と云、例ハ十を十年とかげ云が如し。麻理の理を略けるにて、とまるを活くる理を略く例ハ、諸ゑ麻理ハ美と云に同じ。畏み、恐み、かしこみなどの如し。又万葉に山乃常陰と云なし、刀袁陰にて、山乃なわみ低き所の陰をいふ。なお下比戸山津見の下にも見合はべし。此て比古比賣ハ例乃称なるを、惑子惑女ともし書るは、なりく語乃より来つる伝く此借字のみなり。惑の比を、古へハ正しく比と呼しなり。故比古比賣みも此字を借て書るなり。然るを此類乃比布を伊宇乃如く呼ふるハ後世乃音便なく、正しからじ。書紀に、大戸之道尊大苫邊尊亦曰大戸摩彦尊大戸摩姫尊とあるし、此と同神のいと異なる傳なり。式に阿波國名方郡意冨門麻比賣神社あり。三代実録二に、天香山大麻等野知神と云も見ゆ。○右八柱の名義、因山野持別而生と云るに就て考知べきなり。上の因河海持別而生ませる神なちの名の。

皆水によれるを思合すべし。又下の八柱乃山津見乃名合せ見べし。又思ふに。狭土狭霧の狭は。多く詞上に加る辭。土(ツチ)も霧(キリ)も闇も惑も。皆字乃意なく。土より霧乃發(タツ)。その霧によりて闇く。闇きによりて惑ふ。と云意にて名づけし。戸は所なり。俗にまよふと云ふなり。此考へやゝ然る意なる神ノ名に負せ奉むことは。いかゞ。なほしさもあらぬを。必風ノ神にかゝり前にいへるなれり。又思ふに。狭土は。佐豆(サヅ)。佐豆は。海佐知(ウミサチ)毘古(ビコ)山佐知毘古乃佐知に同じ。そを佐豆とも云。由は。彼(カレ)所に委く云を見よ。知は例乃尊称なり。野山乃佐知によれる名なり。闇戸は座(クラ)戸。戸惑は門(ト)真門(マド)なり。これらにては名乃意おほくはあれど一つもおぼえぬなり。必さるはあるまじき物ぞ。○凡て古語は。意はいとやすらかにて。いさゝかもかたき物なり。千歳乃後の世に其を解き得ては。いとかたきことになむ有ける。其故は。さる後の詞は。其の體(サマ)も意も世々に移轉(ウツリ)ていつゝ變(カハ)りきぬるなれば。然る流乃末(スヱ)なり。遙(ハルカ)なる源をうかゞふわざなれば。その間いく瀬乃ちがひあるかしれぬを。奈何(イカデ)か容易(タヤスク)は心得べきや。彼狭土(サヅチ)乃狭(サ)を。坂と云が如きも。坂(サカ)ては

言ふ乃みに耳なれたる。流(ナガレ)乃末の人ノ心よりは。いとも物遠(モノドホ)くて。信(ウケ)られぬことに思ひなり。こは古学(フルコトマナビ)をよくしらで。川乃八十隈を経ぬおりて。源に至りて見む時ぞ。然(サル)ことはは覚(サトリ)ぬことき。然なるものを。代々に物知人乃。書紀乃神ノ名なども説(トキ)たるは。後乃世の心詞を以て。直(タヾ)に當(アテ)たる故に。ことにもなく。今ノ人乃耳にはやすらかによく聞ゆれど。源に乃ぼりて見ば。皆非(ヒガ)ことなく。中々に物遠(モドホ)くなむ。

ツギニウミマセルカミノミナハトリノイハクスブネノカミマタノミナハ

次生神名鳥之石楠船神。亦名

アメノトリブネトマヲス。ツギニオホゲツヒメノカミヲウミマシ

謂天鳥船。次生大宜都比賣神。

此神名以音

ツギニヒノヤギハヤヲノカミヲウミマス

次生火之夜藝速男神。

夜藝二字以音。亦名謂火之炫毘古神。亦名謂火之迦具土神。迦具二字以音。因生此子美蕃登此三字以音見炙而病臥在。多具理邇此四字以音生神名金山毘古神。訓金云迦那下效此次

金山毘賣神。次於屎成神名波邇夜須毘古神。此神名以音次波邇夜須毘賣神。此神名亦以音次於屎成神名彌都波能賣神。次和久産巣日神。此神之子謂豊宇氣毘

賣神。自宇以下四字以音故伊邪那美神

者因生火神遂神避坐也。自天鳥船

至豐宇氣毘賣神幷八神。

凡伊邪那岐伊邪那美二神

共所生嶋壹拾肆嶋神參拾

伍神。是伊邪那美神未神避以前所生。唯意能碁呂嶋者非所生。亦蛭子與淡嶋不入子之例。

次生。とは野椎神乃次りて。是より又伊邪那岐伊邪那美神の生坐るなり。○鳥之石楠船神。鳥とは行ことの疾きをたとへて云なり。口決にハ云。師ハ。水鳥の浮るさまによりて云と云れき。此ハ何れよけむ。書紀に天鳩船とも云なり。又其の釋に播磨國風土記を引て云るハ。仁徳天皇の御世に。いと大なる楠ありしを伐て

船に造れしに。其船飛が如迅し。故に。速鳥とは号けたれ。是らに依バ。口决の意なるべし。又万葉十六［二十五丁］に。奥鳥鴨云船之とも［かく書るも見 舟ともいふなり］なる哉思へど。師説も捨がたし。石楠とは書紀に。素戔嗚尊曰韓國之嶋是有金銀。若使吾兒所御之國。不有浮寶者未是佳也。乃拔鬚髯散之。即成杉云々。眉毛是成櫲樟。已而定其當用。乃称之曰。杉及櫲樟此両樹者。可以為浮寶云々とあり。［浮寶とは船を云るなり］さて此木ハいと堅くて。磐にもある物なれバ。石楠とは云るなり。○天鳥船。名意上の鳥に同じ。さて書紀に。蛭児を天磐櫲樟船に載て流やるとも。又鳥磐

櫲樟船を生て。其に載てとも。又別段に。高橋浮橋及天鳥船亦将供造。などもあり。はた此の亦名にし。神とは云ゐなれば。哉以見れバ。是ハ直に船を指て神と申歟なれど。次生神名とは云。下に天鳥船神副建御雷神而遣。ともあるを思へば。正しき神とも聞ゆ。［行過るおもしはり言ハ取によるにあらじ］○大宜都比賣神。宜ハ食。［大食の連るを濁る故に濁音の假字を用ひ。是をキと訓］は非。都ハ例の助辭なり。さて此食を。放ては宇氣とは云。なり。下なる豊宇氣毘賣神。書紀乃保食神などは是なり。此ハ大食の連く故に宇を省て云。凡て上に言を置て。連言の時は多し。［食も。大食。御食なども云を。宇を省くなり。古言には只ケとは必宇氣宇迦などのみ云ふぞ］又宇氣を

轉て宇迦とも云。其八風を加邪稲を伊那酒を佐加と云と同く。第四音乃第一音に轉る格なり。下なる宇迦之御魂神。書紀神武巻乃稲魂女なども是なり。如是れバ氣宇氣宇迦みな同言にて。右の神等の御名。いづれも此食の意なり。御膳御饌なども書て。凡て食物のことなり。書紀に倉稲なども書るは。意を得て乃ことぞ。さて御食津神。津乃下に之を添く唱ふハ。ひがことなり。凡て某津と云語に。然例なきぞと思へ。と云ハ。正しく此と同名なり。凡て大御食とも御食とも云。みな同意なり。神祇官に坐。御巫乃祭神八座の中なる御食津神を。祈年祭祝詞などは。大御膳都神と云り。又文徳実録二に。河内國恩智大御食津彦命神。恩智大御食津姫命神。こハ帳乃高安郡恩智神社二

座とあるこれなり。さて上に粟國乃亦名も。此と同意以称しれしり。一神乃ハ非ず。又下に須佐之男命の食物を乞しは。傳九ノ八葉此なるとも一神なるべし。彼を書紀に保食神とある八。彼と一ツ神なれば。御名の傳乃少し異なるなり。されど名義ハ同きことぞ。右に云が如し。◯火之夜藝速男神。夜字ハ迦乃誤ならむか。亦名の炫迦具なども。同じ類なるべけれバなり。迦藝のことハ次に云べし。又夜藝ならバ。焼乃意なるべし。濁音乃藝を書る由ハ。下に速乃波を濁ふべきを。其濁を上ヘ轉せる。上ッ代の音便りて。上なる豊久士比泥別乃処に委く云るが如し。考へ合すべし。然るを師ハ。濁音を書るハ焼りハ非ず。かゞやぎのやぎなりと云れど。かゞやぶなしてりハ。かゞぞて云べきに。かゞを略くやぎとのみハ云べきに非ず。又かゞやぎのぎも。濁らむちといゝバ。又ヤケと訓るハ。古乃假字づかひを知ぬ

なり。又舊事紀に火之焼速男とかけるハ。既ク假字乃清濁みだれたる世乃人の作れる書なれバ。藝を清音に讀て。みだりに焼とせるなれバ。據とハなりがたし。速ハ例の称名なり。○火之炫毘古神。炫ハ迦賀と訓べし。霊異記に。炫を加々也計利と訓り。字書にも燿光也とも。火光也とも。明也なども注せり。然るを舊事紀に。火ハ焼彦とあるに依て。延佳が。焼字に改めたるハ非なり。舊事紀ハ信がたし。此記諸本みな炫と作り。又師ハ炫を用ひて。本能氏理と訓れき。此もいかゞ。○火之迦具土神。迦具ハ赫と云意。其ハ迦賀とも迦藝とも迦具とも迦宜とも活て。同言なり。迦藝と云る例ハ若櫻宮段乃大御哥に。火を加藝漏肥とよみ給へる万葉にも。香切火乃もゆる荒野にあり。是なり。迦宜ハ影と云是なり。さて土ハ。都ハ例乃

助辞。知ハ例乃尊称なり。此例上に委く云り。さて右乃三名の火之ハ。みな肥能と訓べき例なり。本能と訓ハ誤なり。凡て火を本と云ハ。木を許と云と同格にて。木末木陰木立などの如く。下に言を聯ぬるときハ。火影火中火群火處などゝ云。中に之を挾ても。木之葉木之本木之芽などの如く。焔火氣などゝ云。しかるに此ハ。其類よ非ず。火之と嬉くゝ切るくが如くなく。下乃言を頭よ聯あるに非ざれバ。本と訓例ハ非ず。右乃格の外に。たゞ火とのみある例も。本とよむハ誤なり。又其火を下に附るも。肥と訓例多く。本と訓ハ誤れる。此等も木と同格ぞ。是等乃格を知らずして。妄に本と云るを古言ぞと。世人乃思へる故よ。委く辨おくなり。さて此神を。書紀一書に火産靈とも有り。鎮火祭祝詞にも此名と云り。これを本能牟須備と訓もひがことなり。本牟須備と訓べし。凡て某産靈と云例。みな之てふ辞なきを思ひわきまへて知べく。はた古書何れにも。之字を添ず。唯舊事紀に。火之産靈とあるハ。古語を知らずして。俗訓乃まゝに書るひがことなり。神名帳に。紀

伊國名草郡香都知神社。伊豆國田方郡火牟須比命神社なり。又丹波國桑田郡阿多古神社(即愛宕、京の西なる)も。此神を祭れるなり。阿多古は。御祖を焼給ひし故に。仇子と云意にや。○美蕃登ハ御陰なり。下に訓陰上云冨登とあり。登ハ清音なり。濁るハわろし。名義ハ。師云。含處なり。万葉に。保ど万留とも布保隠とも云に同じ。頬も物を含む故の名なりとなり。凡て記中此例を考るに。冨登とハ皆女に云て。男陰とハいはぬ名にやありけむ。書紀武烈巻に不浄とあるも。女に云る。但し下に此迦具土神に陰とあるも。然訓ませれバ。男にもわたるか。はゞてあれど。和名抄ニハ。陰玉茎玉

門等之通称也と有て。和名ハ載ず。中巻に畝火山之美冨登と。山にも云り。(小腹ハ冨登上の意か。)○見炙ハ。夜加延と訓ぞ古言なる。凡て被炙被炙などの類の礼と流とハ。古へハ延と云由と云り。書紀齊明天皇ノ大御歌に。倭須羅庾麻自珥。忘らるまじになり。万葉一(二十六丁)に家之所偲由。(五十丁)に。可久由既婆。比登尓伊等波延。可久由既婆。比登尓迩久麻延。厭え悪えなり。又(三十八丁)祢能尾志奈可由。(七十三丁)に衣尓須良由奈。(十五丁)(二十丁)に伊能祢良延奴尓なども。その餘も多し。○病臥在ハ夜美許夜世理と訓べし。臥を許夜須と云ハ古言なり。書紀聖徳太子命の御哥に。伊比介恵氏許

夜勢屢。万葉三(四十三丁)同命御哥に。客尓臥有此旅人。これを布志多留と訓るハ非なり。五(五丁)に許夜斯怒礼。なども多し。記中に許夜流ともあり。又書紀(十四の三丁)に反側。万葉(五の二十八丁)に宇知許伊布志提。などもある許伊も同言の活けるなり。やいゆえよ乃通ひなり。さて此に在字を下に添へたるは。右の万葉に有字なるも同くて。世理てふ辞になさく書るなり。此格万葉に多し。○多具理迩ハ。書紀に為吐と書り。言の意ハ。髪を揚るを。万葉(二の十六丁)に多氣婆奴礼。多香根者長寸妹之髪云々。又(九の三十五丁)小放尓髪多久麻庭尓なども見ゆ。又(十四の十九丁)古麻波多具等毛。又(十九の二十一丁)馬太伎由吉氏。手綱

してひき上。なかしよするも同じきか。縄なかきをぬかける
ふ意を聞ゆ。
を云も。掻上る意なりて同じ。噦噎乃久理も此久理なり
同じ。俗に歐氣を世具理と云ひ。児のよだりをも。久留
を云。又咳をせくを云これを。播磨國乃なつめ尓
てハ。せきをふぐを和名抄了ハ。歐吐(倍止都久又太万比)。哯吐(豆太美)。
なるを云なり。
をなり。豆太美ハ(乳吐)なり。○生神ハ。次の屎尿に成神をなる例に依て。此生をも那理麻世流と訓べし。○金山毘古神。金山毘賣神名義ハ枯悩しなり。脳ハ萎病なり。書紀に悶熱懊脳因為吐。とある意なり。枯と云故ハ。中巻末に其兄八年之間干萎病枯。とある意なり。衰憔悴の加。癄乃加留なども。みれ枯なり。式よ。河内國大縣郡金山孫神社。金山孫女神社。美濃國

不破郡仲山金山彦神社。今南宮と申ス。八此なり。文德実録ニ巻に。越前國金山彦神と
あるハ。此とハ別なり。○屎。和名抄に。糞屎也。和名久曾。○波迩夜須
毘古神。波迩夜須毘賣神。名義ハ埴黏なり。字鏡に。埏謂
作泥物也。祢也須とあり。かくて尚書禹貢に。厥土赤埴墳とある埴を。古訓に祢延
とあり。史記も同じ。説文に埴黏土也とあり。祢夜
須ハ令黏なり。令肥を許夜須といふと同格なり。書紀
神武巻戊午年に。宜取天香山社中土以造天平瓮八十枚
云々。又己未年前年秋九月。潜取天香山之埴土。以造八十
平瓮。躬自齋戒祭諸神。遂得安定區宇。故号取土之處曰
埴安。安を上の安定の文に當て見るハ。古意にあらず。是もてこゝろ得
べし。如此御名を負せるハ。屎の形状の埴を泥

夜志るに似られバなり。式に大和國十市郡畝尾坐
健土安神社。畝尾ハ香山の畝尾にて。地ノ名なれバ。さ
て此ノ神ノ社ノ号に依れバ。此ノ神ノ名ハ。此香山
なる地名より出たるに似られど。然るにハ非じ。凡て此
前後ノ神に。地ノ名を取て名づけたる例なし。彼ノ地名ハ。返て此
ノ土安ノ神の鎮坐より出けるを。右の書紀ノ説ハ。異
一傳にて有べし。凡て地名の由縁ハ。異説なる例多し。
式に畝尾坐とあるを以ても。土安ハ地名にして此神書紀
名に非ず。此ハ神ノ名なることを知べし。
なり。土神埴山姫とありて。唯一書に埴安神とあり。鎮
火祭ノ祝詞にも埴山姫とあり。屎のさまの山にも似たる
故に。然ハ云るにや。又思ふに。上にある金山に准へて
いはゞ。埴山ハ麻理病と云意か。波
ハ麻と通ふ。屎をゆまりとも云が如し。理ハ尓と通ふ。
山城乃莉羽井を。櫟井とも式にはあり。ゆまり麻理ハ屎の
出るを云。下に見えたり。此を用るときハ。波迩夜須も
其意にて。夜須ハ病なる。齋宮式ノ忌詞に病ヲ称夜須美と

式に阿波國美馬郡弥都波能賣神社。波尓移麻比弥神社あり。本弥を祢と誤。又中巻堺原宮段に。此二神と同名の男女あり。其ハ彼地名よりぞ出たりけむ。○上件迦具土金山波迩夜須と云名。皆天香山に由縁あり。先彼山の名迦具土と同く。又此神の所殺坐る身躰に。諸の山津見神の成坐るも。山に由あり。又石屋戸段に。取天金山之鐵とあるを。書紀にハ天香山とあれバ。香山と金山とも由あり。又波迩夜須と云地名の。倭の香山にあるも由あり。これらことごとくに然るよしは聞えねど。さありも所以ありげなる物なるに。驚かれてなむ。○屎。

書紀に屎此云愈磨理。和名抄に。屎小便也由波利と見えたり。由ハ湯。麻理ハ屎麻理の麻理に同くて。其出るを云。書紀の訓注の磨字ハ。婆の假字にも用ひられバ。和名抄と照して。由婆理ともよむべけれど。屎まると同きことを疑はるれバ。由麻理なり。ゆばりと云ハ。やゝ後に轉じたる言なるべし。書紀に小便とあるを。ユバリ。と訓るハ誤なり。ユマリと訓べし。○俗に遺尿をよばりといふは。夜尿なり。又馬の小便をばりといふ。これも上件。吐も屎も尿も。皆病臥在ながらの御態なり。○弥都波能賣。書紀に。水神罔象女。此云美都波と見えたり。又神武御巻にも。水名為嚴罔象女。罔象女此云弥菟破廼迷とあり。都波二字共に清音の假字なり。書紀も同じ。これを濁音に讀ハわろし。又波能を能波と作る本あり。誤なり。今ハ延佳本又一本に依れる。名義。弥ハ水なるべし。都

波ハ未思得ず。前に都波ハ都夫羅なるべし。夫羅を切まバ婆なり。都夫羅乃意ハ。上の頬那藝神の所に云をもいひ。又弥都ハ水。波ハ此も麻理をも云意か。はた早乃意か。万葉十二に。石走垂水之水能早敷八師。これ波乃一言を。早意に取てあらばけるなり。なほしひしハ。皆よくもあらじ。書紀一書中に亦一說に。向大樹放屎。此即化成巨川をなるは。一乃傳へなり。さて土と水とハ。穀物の成べき基なれバ。先此神より成坐なり。又糞尿も。土を肥し。穀物を助け成物なれバ。由あることや。○和久産巣日神。和久ハ。書紀に稚字を書り。凡て稚を古言に和久と言る多し。武烈巻の歌に。思寐能和倶吾。鮪若子なり。継體巻乃歌に。愷那能倭倶吾毛野若子なり。なほあり。万葉十四にも。等能乃和久期をよめる。

産巣日の事ハ上傳三乃下三葉に出たり。さて此神ハ。書紀一書に。軻遇突智娶埴山姫生稚産靈。此神頭上生蠶與桑。臍中生五穀とあるは。異なる傳なれども。大宜都比賣の事を併せ考ふべし。傳九乃七葉豊宇氣毘賣神乃御親なるをも合せて思ふべし。既に土と水との神より成坐て。次に穀物の成るべき産靈の神なり。和久とハ。なぞ何となく称ふるか。はた穀物に由あるか。はた高御産巣日神産巣日に對て称ふるか。○豊宇氣毘賣神。豊ハ称名。宇氣ハ既に大宜都比賣の所に云るが如し。書紀に。葦原中國有保食神。保食神此云宇氣母知能加微。と云るもある所考合次べし。私記に。宇

氣者食之義也。言是保持食物之神也と云り。又書紀に。伊弉諾尊又飢時生兒号倉稲魂命。これは此神の傳への異なるなり。此記には。須佐之男命の御子に。宇迦之御魂神とあるなり。大殿祭祝詞に屋船豊宇氣姫命。是稲靈也。又下なる登由宇氣神の處考へ合すべし。傳十五 又神名帳に。大和國廣瀬郡廣瀬坐和加宇加賣命神社。宇氣は宇迦と同じきこと。上に云るが如し。廣瀬大忌祭祝詞に。御膳持須留若宇加能賣命登御名者白氏云て。此祝詞乃文考へ見べし。又此神を大忌神とも申せること。書紀天武巻に見ゆ。續紀に。寶亀九年六月。奉幣帛於廣瀬龍田二社。為風雨調和秋稼豊稔也。神名帳に。丹後國竹野郡大宇加神社奈具神社なり。伊勢乃鎮座傳記と云書に。丹後ノ国竹野ノ郡奈具ノ社ニ座、豊宇賀能賣ノ神とも云り。かくて上に大宜都比賣ノ神なりて。又此に重て此神あるは疑はし。水分神等上に有て。又弥都波能賣神なるも同じことなり。上代の傳事なれば。さることもありぬべし。書紀一書には。然重なる趣きはなくて。省かれたるを見よ。此記にある神乃無が多かりけむ。○火神は肥能加微と訓べし。之も本能と訓は訛なること。上に云るが如し。○遂の假字は都比介なり。記中高津宮段乃哥に見ゆ。○神避坐也。この神てふ言は。神集神祝神逐神議などの神なくて神乃御上乃ことに附云言なり。迦年阿賀理も同じ。御魂乃御身を去るとも思ふは誤なり。

鎮火祭祝詞に。國能八十國嶋能八十嶋乎生給比。八百
万神等乎生給比氐。麻奈弟子尓火結神生給氐。美保止
被焼氐石隠坐氐云々。○註に。毘賣の毘を比と書るハ
誤なり。今ハ一本に從ふ。○并八神。此數合ざるに似た
れ。其事次に云べし。○嶋壹拾肆嶋ハ。志麻登袁麻理余
志麻と訓べし。餘とも云べきを阿を省て。麻理とも云ハ。古
言なり。例ハ續後紀十五に。尾張連濱主てふ人。百十三
歳にて。毛々知萬利止遠乃於支奈。百餘十之翁なり。と自歌に
よめる是なり。○神参拾伍神。此數誰も疑ふ所なり。まづ
大事忍男神より悉く數ふるに。四十柱なり。其中に速秋

津日子速秋津比賣の生坐る八柱と。大山津見野椎ノ神
乃生坐る八柱と。豊宇氣比賣ノ神と。并て十七柱を除け
ば。二十三柱なり。延佳が。此数を合さむとて云るハ。八ハ誤なり。まづ八嶋ハ八神。六嶋六神と
云るもかゝなり。嶋ハ嶋にて神にかゝれバ。此数に入るべきに非ず。若強て入れバ。伊余之二名。嶋は四神。筑紫
嶋に四神乃名あれバ。八嶋と六嶋乃神合て二十神なるをや。はた天ノ鳥船より和久産巣日ノ神まで七神と云
るも違へり。其ハ九神にてあれ。故あやしく思ひ。さまざまに數試るに。凡て
四十柱の中にて。石土毘古石巣比賣を一柱とし。速秋
津日子速秋津比賣を一柱とし。大戸惑子大戸惑女を
一柱とし。金山毘古金山毘賣を一柱とし。波迩夜須毘
古波迩夜須毘賣を一柱として數ふれバ。三十五柱なり

けり。如此比古比賣と並坐をバ。一柱にして數ふること故なるべし。此ノ比古比賣と並坐ス神なれば。書紀にハみな一柱づゝのみなるも。此に由なり。然數る例あるハ。上に。自天鳥船至豊宇氣毘賣神并八神。とあるも合へり。又下段に。大年神之子云々。并十六神。とあるも此例にて其數なり。但大事忍男より速秋津比賣まで并テ十神といひ。天狭土より大戸惑女まで并テ八神といへるハ。又右の例に合ハズ。此ハ比古比賣を分て数へたるなり。○此記。數乃字を。多く壹貳參肆伍陸漆捌玖拾佰仟と書る。此を大字と云。公式令に。凡簿帳科罪計贓過所抄牓之類。有數者爲大字。とあり。大字を。印本に本ノ字に誤れり。民部式に。凡諸國進官雜物返抄。稱其年物者。皆作大字。とあるこれなり。

こは常の一二三などの字ハ。畫の少くてまがひやすき故に。音も義も近き字を借て。如此書るなり。漢國よりある事なれど。此記にしも其を用ひつるハ。何の由にか。然らば餘もなりぬ淺き物ぞや。○例字。師ハこれをも列の誤ならむと云き。

故爾伊邪那岐命詔之。愛我那邇妹命乎。那邇二字以音。下效此。謂易子

之一木乎。乃匍匐御枕方。匍匐御足方而哭時。於御涙所成神。坐香山之畝尾木本。名泣澤女神。故其所神避之伊邪那美神者葬出雲國與伯伎國堺比婆

之山也。

愛ハ。波志伎とも。宇琉波志とも訓べし。書紀齊明天皇ノ大御歌に。于都倶之枳阿餓倭柯枳古弘をなり。愛朕稚児云ゝとも有に依て宇都久斯伎とも訓り。万葉三(五十丁)大伴旅人卿ノ歌に。愛人とも妻を指て云り。又孝徳ノ御巻ノ歌にも于都倶之伊母我。万葉廿(三十二丁)防人ノ歌にも。有都久之波ゝ尓とも讀り。

○那迩妹ハ。書紀履中ノ巻に。鳥往来羽田之汝妹者云ゝ。汝妹此云儺迩毛とあり。迩ハ伊と同韻を通わして云う。はた万葉九ノ巻(三十二丁)に。妹名根とも作れバ。名根妹乃

祢伊を切て迩と云り。白檮原宮段に那泥汝命ともあり。又万葉十七に弟をさして奈弟乃美許等とも有り。◯乎字は夜と訓べし。須勢理毘賣の長歌傳十一乃四十四葉に。八千矛之神能美許登夜云々。とある語勢に似たればなり。此夜は呼出る辭にて。余と云むが如し。如是る所に乎字を用ひつる例記中に多し。◯註迩字。今本はみな尓と作り。本文に依て改む。◯易子之一木乎は。古能比登都氣尓加閇都流加母と訓べし。玉垣宮段に。吾殆見欺乎乃云々とある語勢に似たり。一木は。私記曰。一兒古事記及日本新抄並云謂易子之一木乎。古者謂木為介。故今云神今食者古謂之神今木矣云

云と云り。此訓古き傳と聞えたり。猶古に木を氣とも云し例は。書紀景行卷に。御木木此云開。万葉廿二十一丁に。真木柱を麻氣波之良。又二十八丁松木を麻都能氣とよめり。氣は必ケの假字なり。又近江の佐々木を和名抄に篠笥ともかけり。かくて今子一人とかけるを。かく詔ふ由は未思得ず。私記に。蓋古以貴人喩於木。故謂神及貴人為一柱一木矣。以賤人喩於草。故謂天下人民為青人草也と云へり。さかし此説可とも所思ず。なれど別意なる法まかのなり。加毛は後世に哉と云に同辭なり。さて此御言は。愛み所思し妹命を。一人乃子に替て。神避坐せしむるを。いみじく悼み惜みたまへるなり。上に詔之とも有て。又謂とある事は首卷七十一葉に委く

云るが如し。○乃字訓ずしては、謂ての弖にはあらず。
○御枕方御足方は、書紀に頭邊此云摩苦羅陛、脚邊此
云阿度陛とあり。万葉三にも枕邊乃と言あり。方を幣
と云は、古昔行方又某倍と云、皆此方の意なり。前ハ目方、後ハ
尻方なり。齊明紀に、後方羊蹄此云斯梨蔽之と有り。万葉五巻三十丁に、父母波枕乃
可多尓、妻子等母波足乃方尓圍居而云々、古今集に、枕
よりあとよりこひのせめくれば云々。阿登は足所なり。
○匍匐は、記中にみな波布と訓ずる所もあれども、此は
波良婆比と訓ずし、書紀の訓も然り。万葉十九四十二丁に
赤駒之腹婆布田為、新撰字鏡に匍匐也波良波比由
久。靈異記に匍匐波良波不などもあり。○哭は、伊佐都とも
古語なれども、所成神名泣澤女なれば、此は那伎とも訓べし
よけむ。○御涙は那美陀は泣水垂乃意ろ。○香山は、神名
式に、大和國十市郡天香山坐云々、書紀神武巻に香山
此云介遇夜摩とあり。遇を濁るは後なり。是を始て古書皆同じ。伊豫國風土
記に、伊豫郡自郡家以東北在天山、所名天山由者、倭在
天加具山自天天降時、二分而以片端者天降於倭國、以
片端者天降於此土、因謂天山也。仙覚万葉釋に阿波國風土記にありとて此
事を云り。万葉に天降付天之芳来山とある。此意なり。那牟
此山をよめる歌は、万葉にも後世にもいと多し。山の南乃

麓に。今香山村と云もあり。土人は○畝尾和名抄に畝
山とも村とも。其を清て呼ふなり。和名宇祢。
は。師云。此山乃畝尾は。西方も引つゞきに東方は長く曳
渡至けて。今はその畝尾乃形はうちつゝ残れり。○木本。
神名式に。十市郡畝尾坐健土安神社。畝尾都多本神社
書紀なとも。此を香山といはずなとに畝丘樹下所居之
神とあるは右の神名式とを合て思ふべし。畝尾も木本
も地名に為るなり。姓氏録に畝尾連と云姓もあり。
此処よりぞ出けむ。今も木本村
と云 ふる木本を都多本とも云しなるや。書紀の註に是
あり。田畝或は丘或は樹下と云意。何所にまれ
○泣澤女神。万葉二巻三十
ぞともいふは。ひがことなり。
六丁に。哭澤之神社に三輪須恵鉾捧祈。我王者高日所知

奴。昔かく人ノ命を此ノ神に祈まむ由は。伊邪那美ノ神乃崩り
坐るを歎みかなしまる御涙より成り坐る神なればゝ。
是は此ノ神社と聞なり。彼都多本社とは同きや非や。
よく尋ぬべし。名義。下に須佐之男命のあなに啼伊佐
知るとあるを合せて思ふべし。泣伊佐波女は意ら。又雨を
佐米とも云は。此ノ佐波米ら。佐波は佐也約レ。涙乃落るさ
らしきの。まゝ雨乃降と同じかなぞ。ちなみに
今乃世にもいふ語なり。なれも涙乃おつるさまを云
て。即さはさきと云ることなる。
ばなる詞し。○出雲乃あとは下ノ傳九の四に云。○伯
伎は。和名抄に伯耆波ゝ岐。神名帳に。彼國川村郡に波ゝ
伎神社もあり。名義未だ思ひえず。若箒より出たる由にもや有
なむ。或は此ノ伊邪那美ノ命の事によりて。○堺は坂合な
らむ。冊君国なる謂しと云るもいかゞ。

るなれど上に云るが如し。坂合部(サカヒベ)てふ姓も。境部ともかけり。○比婆之山(ヒバノヤマ)。
婆字。舊印本延佳本及一本などには。波と作るを。今は
真福寺本又一本などに從へり。舊事紀又釋紀に引るも
みな共に婆と作(カケ)り。凡て此波と婆とは。互(タガヒ)に誤まる例多し。さて此山今詳(サダカ)
に知られず。國人などにもよく尋ぬべし。或説に。出雲國秋鹿(カ)郡佐陀(ダ)ノ神社是
なりといへれど。秋鹿ノ郡は伯耆乃堺に非ず。出雲風土
記ノ鈔に。比婆山ハ蓋是能義ノ郡母理ノ郷日波(ヒデ)村ノ山也と云り。
又出雲風土記仁多ノ郡に灰火山あり。郡家東南三十里
と見えたれば。國堺に近し。これなり。火(ヒ)灰(バヒ)山はなら
ぬるや。又大原郡に比和(ワ)ノ社。比婆(バ)社など。されど此(サ)郡は
國堺にはあらじ。又備中ノ國賀(カ)夜(ヤ)ノ郡に日(ヒ)羽てふ郷和名
抄に見えたり。賀夜郡のなりも知れず。備中備後伯
伎出雲四國の堺なる聯(ツラ)なれば。おぼろかしおもなり。
又枕(マクラ)冊(サウ)子に山は。云々中に。比波乃山(ヤマ)と云あり。是は何(イヅレ)ノ
國なるにか。又伯耆國人乃物語に。今出雲ノ國乃内。伯耆
乃堺に近き処乃山間にて。ある地内と云処なり。そこに
伊邪那美ノ命乃陵なりといふ冢あり。小竹なども生(オヒ)しげり
て。此ノ冢の草などをば。牛馬も喰はず。牛馬を率(ヒキ)来て草
を飼(カハ)むとすれども。此冢乃あたりへは。牛馬よりつかざれ
ば。退き去るなり。又此冢乃竹を杖にきりて行くときは
は。蛇(クチナハ)乃あたりへよらず。蛇乃居る処に此杖をさし
いるれバ。蛇くるしみて動くさまなるとぞ。甚奇(アヤ)異(シ)きこと
どもなりと云り。なほよく聞(キカ)まほしきことなり。
さて此を書紀一書には。葬(カクシマツル)於紀(キ)伊(ノ)國(クニノ)熊野之有(アリ)馬(マノ)村(ムラニ)焉
とあるは異なる一ツ乃傳なり。或人。後に木ノ國へは改葬(ハブリ)
まつれるぞなどいふは。
謬(ヒガ)ごとなり。又出雲と木ノ國とは。遥(ハルカ)に隔(ヘダ)たるなるを。神代には
近く通(カヨ)ひ聞ゆる様なること多し。其は下なる木ノ國之大(オホ)屋(ヤ)毘(ビ)
古(コノ)神の處(傳十の二十九葉)に委く云。○葬は書紀に訶(カ)久(ク)志(シ)奉(マツル)
と訓り。万葉二ノ巻。高市(タケチノ)皇子(ミコノ)尊(ミコト)乃殯宮(アガリノミヤ)乃時。人麻呂乃歌

に明日香乃真神之原に、久堅能天津御門を、懼母定賜而、神佐扶跡、磐隠坐云々、又鎮火祭祝詞に、即此伊邪那美命の御事をも、美保止被焼弖石隠坐弖とあれバ、迦久須とも云も古称なるべし、石隠とも云も、石構の内に葬り奉るに就て云称なり、又書紀崇峻巻に、淤久とも訓ることあり、此記中巻倭建命段に、后弟橘比売海に入坐て、御櫛乃海辺に依りしを取て、作御陵而治置也とある、書紀神代巻に奥津棄戸、万葉に墓を淤久都紀とはまうすを思へバ、淤伎奉とも訓むも古語なるべし、されども崇峻巻なるは死人乃なる、此中巻なるも、櫛に就て云るかの疑もあり、又奥津棄戸淤久都紀などは異意なれバ、猶書紀乃なる注の訓に依りつ、又波夫流も古言なり、波宇牟流とも云ハ、八日を夜宇加、賜を多宇夫などゝ云と同じ、されども其ハ死人を送遣事を云称なり、日代音便なり、

宮段に、天皇之大御葬なりける葬字ハ、然訓むれども、委く彼処に云、傳廿九の二十二の葉、此ハ葬奉る處に就て云なれバ、波夫流とは事違へり、似たる様なれども差ある物ぞ、然るを後りは、なべて葬字にのみ依りて、混ひつゝありき、凡て字乃意をのみ思ひては、古言に叶はぬことぞ、此類なり。

コヽニイザナギノミコト、ミハカセルトツカ

於是伊邪那岐命。拔所御佩之

ツルギヲヌキテ、ソノミコカグツチノカミノミクビヲキリタマフ

十拳劔。斬其子迦具土神之頸。

コヽニソノミハカシノサキニツケルチユツイハムラニタバ

爾著其御刀前之血。走就湯津

石村所成神名。石拆神。次根拆神。次石筒之男神。三神次著御刀本血亦走就湯津石村所成神名。甕速日神。次樋速日神。次建御雷之男神。亦名建布都神。布都二字以音下效此亦名豐布都神。三神次集御刀之手上血。自手俣漏出所成神名。訓漏云久伎闇淤加美神。淤以下三字以音下效此次闇御津羽神。

上件自石拆神以下。闇御津

羽神以前。并八神者。因御刀。所生之神者也。

所御佩は美波加勢流と訓べし。明宮段に。波加勢流多知と歌ありて。立るをたゝせると云類にて。波祁流を延たる語なるが。自尊む辞と聞ゆ。上の天浮橋に立の所に委く云へり。さてかく用言にも御と云こと。古は記中に御寝坐。万葉に御立などとも猶多し。○十拳劔は登都迦都留岐と訓べし。八拳鬚。七拳脛などの例なり。能を添て讀はわろし。又劔は多知とも訓る例多かれど。此はなほ都留岐とはかりなし。拳は搏にて。四指を並たる長を云。下に掬字をも書。書紀には握字を書り。上代は手して搏て。幾搏と物の長を量りしなり。然為ことも今も遺れり。束るも手して物を搏集るをいふなり。さて十拳は劔身の長さを云なり。纂疏に柄之量をはかるは。都加と云語によりて誤り給へるなり。柄を都加といふは握処なる故なり。書紀には九握劔。八握劔とも云もあり。同じことなるべし。能を添て訓は劔し。十拳は大方の劔の常度と見えて。何にも多くあれど。劔こそ有ぬべき所には。能を添て十拳劔と云べきを。劔の名のみいへるは。下傳九の三十五葉に云べし。○頸は美久毘と訓べし。和名抄に頸久比。頭莖也とあり。後世に斬たる首を久毘と云は。少し違へり。久毘は久頬美なり。頬美を切ば毘なり。續世継

よ。うなじのしがを云ことなり。俗にもかむのしがをいふ。〇御刀ハ。書紀景行ノ御巻に。御刀此云弥波迦志とあるに依て訓べし。倭建命ノ段に御佩とも書り。波迦志とは。佩を延たる言なり。さて御佩賜劔と云ことを。其用言を體言に言為て。即其物乃名とせる例と。御執賜弓弦御執と云に同じ。此格古も今も。万の物ノ名に多し。〇前ハ。書紀に鋒と書る此なり。〇血ハ知と訓べし。阿世と訓ハ非なり。血を阿世と云ハ。齋宮乃忌詞にてこそあれ。常然よむハ由なし。〇湯津石村。書紀にハ五百箇磐石と書り。師説に。五百を約て由と云り。今云。伊冨を切れバ与なれど。与と由とハ殊に近く通ふ音なり。自ら古言に由とも与とも云かよひなり。湯津桂湯津爪櫛などいへるも。枝乃

多く歯乃繁きを云。村ハ群の意なりとあり。万葉一十四丁に。河上乃湯津磐村に。又祝詞に。湯津磐村乃如塞坐と云語多し。〇走ハ。多婆斯理と師の訓まるるぞよき。万葉十五十九丁に。我袖尓雹手走。又廿十一丁に。霜上尓安良礼多婆之理などあり。俗にてバしりと云も。多乃訛れるなり。〇石拆神。根拆神。書紀に。磐裂此云以簸娑窶とあり。名義ハ。式乃祝詞に。磐根木根履佐久弥氐。万葉二三十九丁に。石根左久見手名積来之。又六ノ巻ニハ。五百重山伊去割見とも。廿ノ巻に奈美乃間乎伊由伎佐具久美ともよめり。などとあるを。或説に。人面乃ゑくぼくあるを。さくくみと云に同くて。岩乃凸凹なる上を通行を云なり。

馬ごもりを云も。能乃面にさもみを云なるも。同詞なるを云るを。此意なる語し。源氏物語に。児童乃こざかしきを。さもじをおよすけたるをなりとも。平穏なる如意外も同じ。或説ず。さて此神名岩根をも蹶裂て行なりをいふにあらし。ハ。石根折を云言を二つに分て。二柱は名付くる物なれば。根も石根乃意なり。◯石筒之男神。筒は借字にて都知に通ひ。上乃石土毘古。其都は例乃之に通辞。知は男の尊称なる語を上に云至。久々能智野椎神乃下。次の建御雷之男を云を同じさまの名なり。◯御刀本。書紀にハ劔鐔をなり。和名抄に。唐韻曰。鐔劔鼻也。和名都美波をなり。今都婆を云物なり。そは即本にはれしば。同じさまなり。◯甕速日神は美迦波夜備を訓べし。迦ノ下に之を添て唱るは非ぬことを。委にし。備を濁べき由も。傳七の五十三葉勝速日命の処に云べ彼に云ひを待べし。甕は借字なり。此字に就て云説は非なり。凡て何速日てふ語は。みな用語なるらめ。同じく例なり。美迦乃意は。次に委に云。速日の意ハ。勝速日命の下に云べし。◯樋速日神。是も比波夜備を訓べし。書紀に。いづれも皆熯速日を書るを。唯一熯之を書る所なるは。後乃謬誤に耳なれる人の。なを誤て之字を加へたるなり。其故は。彼紀は神代巻の中神名乃文字。凡ていづくも同じさまに書て。此をも彼をも異なる所をは。さらになきをや。姓氏録に此神乃名二所に出たる。共に之字なるは疑はし。樋ハ例乃借字なり。書紀に熯を作る。此字玉篇に。火盛乾也と注せる意なり。易説卦に。燥萬物者莫熯乎火と見え。書紀に。熯干也と注せる所なるハ。後人乃所為なり。又熯火也とも注しなるは。此を讀よ知らずて。ひがごゝろもて書入たるなり。前後註乃

重なる乃みならず。意も互に背けり。火をかくすく。樋ノ
る〻。本ノ注よ非ることいちじるし。
字をしも借たるは。乾乃意なればなり。出雲風土記に
樋速日子命とあるハ。即此神なるべし。其由傳九ノ十五葉三
十七葉に云り。考合すべし。○建御雷之男神。御雷を書紀
ハ甕槌と書り。何も借字なり。美迦ハ伊迦に通ふ言
なり。その伊迦ハ。嚴矛舒明紀に此云伊箇之保虚。重日皇極紀よ此云伊柯之比
伊賀志御世。祝詞又伊迦米志伊迦志源氏葵ノ巻。いかめしくいかきぢふる心い
でありて。又手習ノ巻。いかきさかしき人
に見をも手をおもひくなどあり。なぞの伊迦なり。そ
乃美迦を通ふ例ハ。遷却祟神祝詞に。即此神を健雷命
とあり。美迦豆知伊迦豆知通ふ故なり。又嚴をを美迦と云る例ハ。書
紀ノ仁徳ノ御巻の歌に。瀰箇始報破利摩波揶摩智云々。此ノ
瀰箇始報ハ。速待と云む枕詞にて。嚴しき潮の速きをいふ
云意ありけなり。三日潮乃説ひがごとなり。書紀に謂ゆる甕星
も嚴き星を云。悪神を云。先誅と云る。なく。嚴きことをまうす流。甕粟も嚴粟なり。上
乃甕速日其外も神及人名に甕とつふハ。皆此意と知
るし。都知ハ上乃野椎神乃下に云るが如し。雷ノ字に付て意を思
ふハひがことなり。○建布都神。豊布都神。布都乃事ハ。白檮原宮ノ
御段傳十八乃五十一葉に云るし。式に。阿波國阿波ノ郡ニ建布都神ノ
社あり。○此段書紀に異傳どもあり。一書に。劔刄垂血
是為天安河邊所在五百箇磐石也。即此経津主神之祖

矣。さて其甕速日神是武甕槌神之祖也とも見え。又一書には。磐裂神次根裂神兒磐筒男神次磐筒女神兒経津主神(下巻本書にも。磐裂根裂神之子磐筒男磐筒女所生之子経津主神。)とも見え。下巻(神代)本書に。甕速日神之子熯速日神。熯速日神子武甕槌神。などとも見えたり。此等乃傳少しづゝ異にして。大旨は皆等き中に。経津主と武甕槌とを別神とせられたるぞ。甚異なる傳へには有ける。後に高天原より此御國言向に天降し給ふ所にも。書紀には。経津主と武甕槌と二柱を云ヘり。(遷却祟神詞も書紀に同じ。)此記には。彼所にも建御雷一柱を云て。別に経津主と云ふ神はなし。其は此に建御雷乃

亦名を。建布都とも豊布都ともあれば。彼経津主も此亦名あること著し。猶其證を云むには。彼(書紀)神武御巻高倉下が夢に。天照大神謂武甕雷神曰云々。時武甕雷神登謂高倉曰。予劔号曰韴靈云々とあり。若彼神代巻乃如く。武甕雷と経津主と別神ならば。此夢にも二柱共に見え給ふべきに。然もあらねば。其上此劔乃名をしも韴靈と云ヘば。決く経津主神の劔なるべければ。其神こそ此夢には見え給ふべきに。さはあらで。武甕雷乃予劔とて授給へるは。此神即経津主なる故なりけり。かゝれば書紀は。神代巻と神武巻と相合ず。神武巻は此記の趣と合へり。経津主てふ名は。此刀よりぞ出たる

なり。舊事紀に此劔の名を。布都主神魂刀とも有り。又
彼は信に足ぬ書なれども。此名は據あれば取べし。
出雲國造が神賀詞には。天夷鳥命に布都怒志命を副
天。天降遣天ともありて。建御雷の見えねども。一神なれば
なるべし。さて古語拾遺には。書紀の如く是を別神と
して。経津主神をば。今下總國香取神是也とし。武甕
槌神をば。今常陸國鹿嶋神是也と云り。此は書紀に。齋
主神。今在于東
國檝取之地也とあるに依れるなるべし。抑此齋主と
多神は。経津主とも武甕槌とも指て云べければ。推て経
津主とは定めがたきを。如此定めて云るは。據あるか。お
ぼつかなし。続後紀五。又春日祭祝詞などにも。鹿嶋を
ば建御賀豆智命。香取をば伊波比主命とのみ有て。経
津主と有ことなし。さらば経津主とはいへるも。
建御雷の一名と爲むに妨なし。かくて寶亀
八年に。此二宮の神位を授奉賜ふに。鹿嶋は。正三位。
香取は正四位上なり。是本一神なるを。鹿嶋には其總
ての御靈を祭る故に神号をも建御雷命とも申し傳へて。位も高く。香取
には別にかの齋主なる御靈を祭る故に。神号をも伊波比主命とも
申し傳へて。位もやゝ降れるなるべし。然るを若是別神なる
ましかば。書紀の趣。経津主は大将軍。武甕槌は副将軍と
如くなるは。彼神位の尊卑に當らざるものをや。○手
上は多加美と訓べし。書紀に劔頭と書て。今云柄なり。
又書紀神武巻に。撫劔此云都盧耆能多伽弥屠利辭魔
屢とも見ゆ。又劔柄と書て多加比と訓る處もあり。其

は美を後に比と云成るなり。風土記に。日向国宮碕郡高日村。昔者自天降神。以御劔柄置於此地。因曰劔柄村。後人改曰高日村也といへり。是ハ本多加美村と云るを。後に多加比と改めたるを云ことなり。擽本ならり多加比とは云われど。劔頭の義なりしを。改て高日とせしと云ことなり。万葉九ノ三十五丁に焼大刀乃手頴と云ことのある。その頴字をも。一本に頴とあるに依らば。師ハ頭の誤として多加美と訓まき。○集上ハ借字なり。御刀乃前と本とあれバ。著血と云るに。此ハ言をかへて。かく集と云る故ハ。前と本とハ直に血乃著処なるを。手上ハ。其血乃傳ひ流来て。手に塞まて集る処なれバなり。依て阿都麻流と云言あれバ。滞る意を帯びたり。からむる故も云。俗に物乃つどひこもるを。わだかまるとも云も通へり。さて都麻流と云言の意ハ。傳十一

乃五十四葉に云るをも考合すべし。○著御刀之前之血。著御刀之本之血。集御刀之手上血。かく三乃如く処をわけてしかも之字をおき。又器きりしくきざ○手俣ハ。師の多那子をかへるなれ。此記乃常なり。麻多と訓まるに依りし。上に美を添るハ御の意なる。本に多能麻多と訓。又書紀に。指間を多麻ゝ多と訓る所もありいかゞ。那ハ之と同じ。手心手裏手末なると云例なり。此記中乃俣字。延佳本にハ次るて股と作る。こはさらに今改めるなり。俣ハ字書にハ見えず。○も此方乃古書にあまねく用ひて。今も猶地名なとにハ。此字をのみ書来れり。改む得ずにかゝらじ。此外も。漢國になき字。又あれども。かゝらぬ意に用ひたるなど。古書にハ此類いと多し。

○漏ハ。下にも大穴牟遅神乃事を。自木俣漏逃而去と

いふ。少名毘古那神の事を。御祖命の。自我手俣久岐斯子也とのたまへり。万葉十 十三丁 に。伯勞鳥之草具吉。十七 卅一丁 に。保登等藝須木際多知久吉。又 二十 廿七丁 波流乃野能。之氣美登妣久久。鶯云々などもあり。久具流と云ハ。此久久を延たる言なれば。久伎ハ久具理と云ふべきを。然らバ伎を濁るべくもあれど。此字清音なり。万葉にも清字をのみかきたり。○闇淤加美神。久良ハ谷乃ことなり。闇と書るハ借字なり。大祓詞に。高山末短山之末与理。佐久那太理尓落多支都速川能云々。古も谷川乃水の落来るさまにて。佐ハ真に通ふ言。久那ハ久良に通ひて谷乃ことぞ。式に近江ノ國栗太ノ郡なる佐久奈度ノ神と云も。上乃彫戸ノ

神と云をも引合せてかむがふべし。多理ハ。垂にも多りし水の落るを云。此ことハ。師乃冠辭考石走垂水乃下に委し。谷と云名も。もと此多理乃轉せるなるべし。万葉十七 十七丁 に。鶯能奈久久良多尓とよめるも。地名にハ非ず。かの久那太理と通ひて。なほ谷のことぞ。顬乃ごとくも。人ノ身にとりては。谷乃如くなる処なる故乃名なり。又諸國に某倉倉某と云地名の多かるも。谷よりぞ出つらむ。淤加の意ハいまだ思得ず。美ハ龍蛇乃類の称なり。和名抄に。水神又蛟を和名美豆知とある美これなり。豆ハ例乃之に通ふ辞。知ハ尊称にて。野椎なども乃例のごとし。又蛇蛟などの美も此なり。又日讀の巳を美と訓るも。此意なるべし。かくて此神を書紀に龗と

書て。此云於箇美とあり。龗ハ。字書を考るに。龍也とも注し。又靈字とも通ふなり。豊後國風土記に。球珠郡球覃郷。此村有泉。昔景行天皇行幸之時。奉膳之人。擬於御飯令汲泉水。即有蛇龗。謂於箇美。於是天皇勅云。必将有臭。莫令汲用。因斯名曰臭泉。因為名。今謂球覃郷者。訛也。此文。書紀釋に引るハ誤字多し。今ハ仙覚が万葉抄に引るを引つ。万葉二十二丁に。吾岡之。於可美尓言而。令落。雪之摧之。彼所尓塵家武。これらを思ふに。此神ハ龍にて。雨を物する神なり。書紀に高龗とも云もあれバ。そは山上なる龍神。その闇淤加美ハ谷なる龍神なり。此神ハ。手俣より漏出なる血乃成ませるを。下なる闇山津見乃。陰に成ませるかを思ふべし。手俣も陰も。共に取てハ谷乃おもむけし。神名帳に意加美神社處々に見ゆ。〇註に。下效此とあるハ。此巻の末にも二處此神名の出たるをいふ。〇闇御津羽神。闇乃意上に同じ。御津羽ハ。上なる弥都波能賣乃如くにして。此ハ谷乃水神なり。〇上件八神。次々ハ因御刀所生とハいへども。分ていはゞ。石折根折石筒乃三柱ハ石村により。甕速日樋速日の二柱ハ火神乃火により。亦石村にもよれり。石より火乃出るハ此由なり。建御雷ハ御刀により。下に伊都之尾羽張神の子とあるを思ふべし。かくて此神も亦石栝にもよれり。刀乃砥によりて利きハ此由なり。闇淤加美闇御津羽の二柱ハ血によれり。血乃成ませる故ぞ。雨と水との神なる。上乃弥都波能賣乃。御尿になれるに同じ。されど上六神ハ皆石村に由なり。此二神ハ然らず。故着石村とい

ハ必。さて劔ハ火に燒。又石に水そゝぎ礪て。その用をなす物なれバ。火も石も血もによれる七柱の神等。みな建御雷乃徳を助成給へるなり。故此八柱の中に。建御雷ノ神ぞ後に專功を立給へるなり。

所殺迦具土神之於頭所成神名正鹿山上津見神。次於胸所成神名淤縢山津見神。淤縢二字以音

次於腹所成神名奥山上津見神。次於陰所成神名闇山津見神。次於左手所成神名志藝山津見神。志藝二字以音次於右手所成神名羽山津見神。次於左足所成

成神名原山津見神。次於右足所成神名戸山津見神。自正鹿山津見神至戸山津見神并八神。故所斬之刀名謂天之尾羽張。亦名謂伊都之尾羽張。伊都二字以音

所殺ハ許呂佐延坐斯と訓べし。佐延ハ佐礼乃古言なり。上に云り。○頭ハ御加志羅と訓べし。和名抄に首加宇倍。頭訓同上。上云賀之良と作れど。又顱加之良乃加波良。髑髏比止加之良なども有て。加之良と云ぞ正しき名なる。美久志と云訓ハ。凡て貴人乃をバ。後にも加之良とハいハず。然云ゑを。まをし。久志ハ串と髪乃ことなり。くしけづると云も。髪をけづるなり。ゆゑ髪をけづる具なれバ。櫛をも久志とハ云り。そはくしまゐらすと云べきを。略て然云つハ。多と其すれば庖丁が持つる刀なれバ。庖丁刀なるを。やがて其をも庖丁と云乃みも云ひ。田子乃持桶なれバ。田子桶なるを。田子と俗乃云も同じ。さて髪乃はえる処なるゆゑに。頭をも美久志とハ云り。加宇倍も髪方なり。さて此ハまをし。櫛乃名ハ古きれバ。此を本にて。其を刺処なれふ故に。髪をも頭をもいふなるべし。いかにまれ頭をいふハ古語なるべし。○正鹿ハ。口决に真坂なりと云り。万葉に麻佐迦そふ

言多かれど。彼ハ行末乃あまたなるに對て。今さしあたる至れるをも云るなれバ。別なり。俗にまさかの時などぞいふ。其より轉れるなり。○胸ハ身根乃意か。身を。古言に牟ども多くいへり。○淤勝ハ下處乃意か。今も下る處を淤理斗ど云なり。さてかくさまに活く（ラ。リ。ル。レ。）ハ。省く例多し。師ハ此ノ神名を引て。大枝ノ詞乃短山を。於登山ど訓ませしど云れど。いかゞ。續紀十八に。出雲臣弟山ど云人名も見えたり。○腹ハ廣の意にて。原平なども同じ義なり。○奥山ハ。聞えたるまゝなり。○陰ハ御蕃登ど訓べし。○闇ハ前に云如く谷なり。○手ハ執なり。（登理を切れバ知なれど。凡て第二ノ音に切る語ハ。第四に轉る例多し。）○志藝山ハ。師ノ説に。繁木山どいふ意なりど云れき。（書紀に鷸ど書れたるハ借字なり。）又直に繁山とも有[illegible]。此ノ巻ノ末に。敷山主ど云ふ神もあり。○羽山ハ。書紀に。蘗山祇ど書て。蘗此云簸耶磨ど注あり。（かゝれバ彼ノ書ざまハ山ノ字剰物ありて。對馬洲におなじ。）端山乃意ど云説よろし。又葉山ふさくもあるべし（青葉ノ山ど云も。）源ノ重之が歌に。筑波山は山しげ山茂けれど。思ひ入りハ障ざりけり。（新古今集戀ノ一ノ巻に入れり。）はやましげ山ど並云なれ。此乃神名より出て。古き諺どなるべし。下に羽山戸ノ神ど云もあり。○原山ハ字の如けむ。○戸山ハ。師ノ云ク。門山乃意なるべし登夜麻なり。（戸やまど訓ハ誤なり。）ど云れき。今思ふに。奥山に對て。外山乃意なるべし。又多和山に近しなるべし。其由ハ上乃大戸惑子ノ神の所にいへり。

何にまれ後の歌に外山とよむハこれなり。○八神。此段書紀にハ。三段に斬て各神になるよしも。又五段に斬て五乃山祇になれりともあれど。此記とハやゝ異なり。○所斬之刀ハ。即迦具土を斬給へる御刀なり。○天之尾羽張。伊都之尾羽張乃名の意ハ。下に出給へる。其處傳十四の二葉にいふべし。

おひつぎの考

女嶋

筑前國のある人云ひあくせまうく。肥前の唐津の東北の海中に在ける姫嶋ハ。筑前國志摩郡に屬て。福岡より西北の方十里許にあり。嶌廣さ南北十二町余。東西八町余あり。姫大明神と云社あり。其處を宮山と云。此社ハいにしへよりて。姫嶌と云よし語傳ふ。民の家も三十戸あまりありて。此島ハ女むすしよりの産に難なし。神のまもりとぞ言傳ふ。この姫大明神ハ。即比賣碁曾社の神なるべくおぼゆ。

両児嶋

同人。今筑前國遠賀郡の北乃海中に。嶋郷と云処あり。東西五里。南北一里なる島にて。二十村あり。その内に二島村と云ありて。其処に小島二ツあり。これによりて二島村とハ云なり。此二ツの小島ハいづれも。周九十間あまて。岸けはしく。いづ方よりものぼりがたし。矢篦竹多く生て。大きなる蛇はべり。長門國の北乃海中に。二

生島河内にあるは、これ字誤まるなるべし。此島海上より見まがふ長門に属るが如くなれども、長門の嶋にはあらず。二生と云名もしかなり。即二子島と云なり。と云ふもあらむか。両児島これなるべし。されどもなほ決めがたし。

比婆之山

澤真風、寛政六年四月に、杵築大社に詣たる次に、比婆之山を委く尋來て語るやう、出雲國能義郡にて、同郡なる母理より一里餘許西南方なるを、伯耆國の堺にも遠からず。山は高き山にて、北海などもよく見渡さるゝ処なり。かくて山上のやゝ平なる地より、徑四五丈許なる程、冢の如く小高き處の有て、石の斎垣をめぐらしたり。是なむ伊邪那美命の御陵と云て、前に拝殿もありて、近き郷々より詣づる者常に多し。さて其御冢には、松木も幾株も生たり。小竹透間もなく高く生茂りたり。凡て此あたり近き里の牛を多く野に飼て放ちおく処なるに、此御冢の篠をば、其牛どもゝいさゝかも喰ことなし。又蝮蛇の此をいたく怖るゝ事なぜ、傳に記されたるが如し。されば詣る者、蝮蛇を避むる料に、此篠を賜はりて持還るなりとぞ。あるは内にも云る、此山の麓なる村の名にて、峠内と書る。此國にては、いはゆる峠を凡て多和と云なり。又風土記抄に日波村と云る。されども此山の麓にて、吾此度其里より登るよりぞ語るる。又内山真龍が云、出雲風土記仁多郡に、備後国恵宗郡堺比布山云々とあるは、比布山は比羽山にて、備後に属ける。此御坂山乃麓山なるべし。御坂山の南は恵宗郡湯川なり。そこに比羽村あり。上代に御坂山を比波山と云しなるべし。御坂山は有神御門と風土記に云へれば、なみくならぬ山なり。國堺は古今違へるぞ多かれば、上代は此あたりも伯耆にも堺にぞありけむを、こゝまで云る。これなるよく尋ね考ふべき処なり。

国立公文書館
National Archives of Japan